

# 長泉町

## 第9次高齢者保健福祉計画

### 第8期介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)

令和2年12月

長泉町



はじめに



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 SDGs（持続可能な開発目標）の推進 .....	2
4 計画の期間 .....	3
5 計画策定の方法 .....	3
6 介護保険制度の見直し .....	4
<b>第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の状況</b> .....	<b>6</b>
1 長泉町の高齢者を取り巻く現状 .....	6
1 統計データにみる長泉町の高齢者を取り巻く現状 .....	6
2 アンケート調査結果にみる長泉町の高齢者を取り巻く現状 .....	15
2 日常生活圏域の設定 .....	23
3 将来推計 .....	26
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>28</b>
1 計画の基本理念 .....	28
2 基本目標 .....	28
3 施策の体系 .....	29
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>30</b>
基本目標1 健やかな生きがいに満ちた長寿・健康社会の構築 .....	30
1 健康の保持・増進 .....	30
2 社会参加・生きがいづくりの推進 .....	32
3 雇用・就労対策の推進 .....	37
基本目標2 地域包括ケアシステムの充実による安心して暮らせる体制づくり .....	38
1 地域包括ケアシステムの深化・推進 .....	38
2 認知症施策及び高齢者の権利擁護等の推進 .....	41
3 高齢者生活支援サービスの充実 .....	44
4 地域福祉の促進 .....	48
5 安心・安全なまちづくりの推進 .....	50
基本目標3 介護サービス体制の充実 .....	53
1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 .....	53
2 介護サービスの充実 .....	54

<b>第5章 介護サービスにかかる費用の見込み</b>	<b>64</b>
1 各サービスの見込み量	64
1 居宅サービス・介護予防サービス	64
2 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス	68
3 施設サービス	71
4 介護予防事業	73
5 包括的支援事業	73
6 任意事業	75
2 介護保険事業費の算定	78
1 保険給付費の推計	78
2 第1号被保険者の保険料の推計	80
<b>第6章 計画の推進に向けて</b>	<b>85</b>
1 計画の総合的な推進体制	85
2 計画の評価・検証	85
<b>資料編</b>	<b>87</b>
1 計画策定の経過	87
2 長泉町福祉施策推進・評価委員会条例	88
3 長泉町福祉施策推進・評価委員会委員名簿	90
4 計画策定ワーキング委員会委員名簿	91
5 用語解説	92

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

我が国では人口減少と超高齢化社会が進行しており、令和7年（2025年）には団塊の世代が75歳以上を迎え、令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳となるため、医療、介護、福祉サービスへの需要がますます高まることが予想されています。

多くの高齢者が、自分に合った健康づくりに取り組み、生きがいや活躍の場を持ち、要支援認定者\*・要介護認定者\*となっても、専門的なサービスと生活支援・福祉サービスが連携してその生活を支え、いきいきと過ごすことができるような取り組みが重要です。

国はこれまで令和7年（2025年）を見据え、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく、有機的かつ一体的に提供し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができる「地域包括ケアシステム」の構築・推進を進めてきました。

また、昨今、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、従来の対象者別・機能別に整備された公的支援の在り方の見直しや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会\*の実現」という新しいコンセプトも示され、『我が事』・『丸ごと』の地域づくりが求められています。

このような中、令和2年4月に新型コロナウイルスによる感染症対策として緊急事態宣言が発出されて以来、これまでの生活様式からの転換が迫られ、日常生活の新たなあり方が模索されています。高齢者保健福祉や介護保険制度にかかるサービスや事業についても、新しい観点での見直しや工夫が必要となってきています。

本計画は、前計画が令和2年度で終了することを受け、高齢者を取り巻くさまざまな課題を踏まえつつ、高齢者が住みなれた地域でできる限り生活できるよう、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とするものです。本町の最上位計画である、『第5次長泉町総合計画』の健康福祉分野の基本目標である“いきいきとした暮らしを支える 優しいながいずみ”を基本理念に掲げ、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、介護保険事業の円滑な運営など、高齢者に関するさまざまな事業や取り組みを、令和7年（2025年）、令和22年（2040年）を見据えて策定するものです。

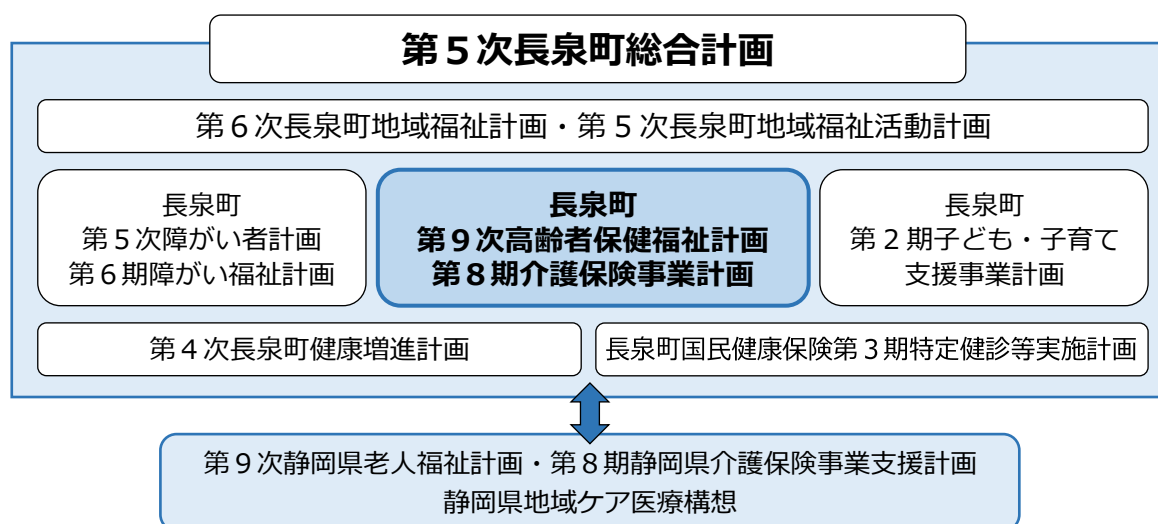
## 2 計画の位置づけ

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定による「市町村老人福祉計画」であり、本町における高齢者保健福祉施策に関する基本的な事項を定める計画です。

「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項の規定による「市町村介護保険事業計画」であり、本町における介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施等に関する基本的な事項を定める計画です。

本計画は高齢者のための総合的な計画とする観点から、高齢者の健康づくり及び介護予防に関する内容も包含することとし、保健・福祉・医療等のサービスの総合的、一体的な提供を目的とした計画とします。

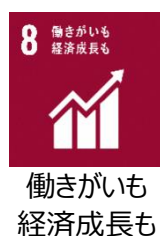
また、第5次長泉町総合計画等の上位計画及び本町の関連する諸計画並びに第9次静岡県老人福祉計画・第8期静岡県介護保険事業支援計画と整合を持ったものとします。



## 3 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

平成27（2015）年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、令和12（2030）年までの国際開発目標として、相互に密接に関連した17の目標と169のターゲットから成る「SDGs（持続可能な開発目標）」が定められました。我が国でも「持続可能な開発目標実施指針」において8つの優先課題と具体的施策が掲げられ、地方自治体での持続可能なまちづくりの推進が求められています。

本町においても、第5次長泉町総合計画ではSDGsを推進するとしています。第5次長泉町総合計画を最上位計画とする本計画においても、SDGsを踏まえて、各施策を推進するものとします。なお、本計画と主に関連のある目標は次の3つとなります。





## 4 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年計画とし、令和7（2025）年、令和22（2040）年を見据えた中長期的な視点をもって施策を展開していくものとします。

平成30 (2018) 年度	令和 (2019) 元年度	令和 (2020) 2年度	令和 (2021) 3年度	令和 (2022) 4年度	令和 (2023) 5年度	令和 (2024) 6年度	令和 (2025) 7年度	令和 (2026) 8年度
第8次高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画			第9次高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画			第10次高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画		

## 5 計画策定の方法

### (1) 高齢者等実態調査の実施

計画の見直しにあたり、高齢者の生活や健康状態、保健福祉サービスや介護保険サービスの満足度等を把握するため、令和元年度に要介護認定を受けていない一般高齢者、在宅で生活している要支援・要介護認定者、日常生活支援総合事業対象者の方を対象にアンケート調査を実施しました。

### (2) 長泉町福祉施策推進・評価委員会等による計画づくり

被保険者の意見が反映されるよう、福祉団体等、社会福祉施設、住民組織、医療機関等の代表者や学識経験者等が参画する長泉町福祉施策推進・評価委員会において、協議を重ねました。

また、庁内では、事業等に係る連携を図るため、ワーキング委員会を設置し、関係各課職員等による検討、調整等を実施しました。

### (3) パブリックコメントの実施

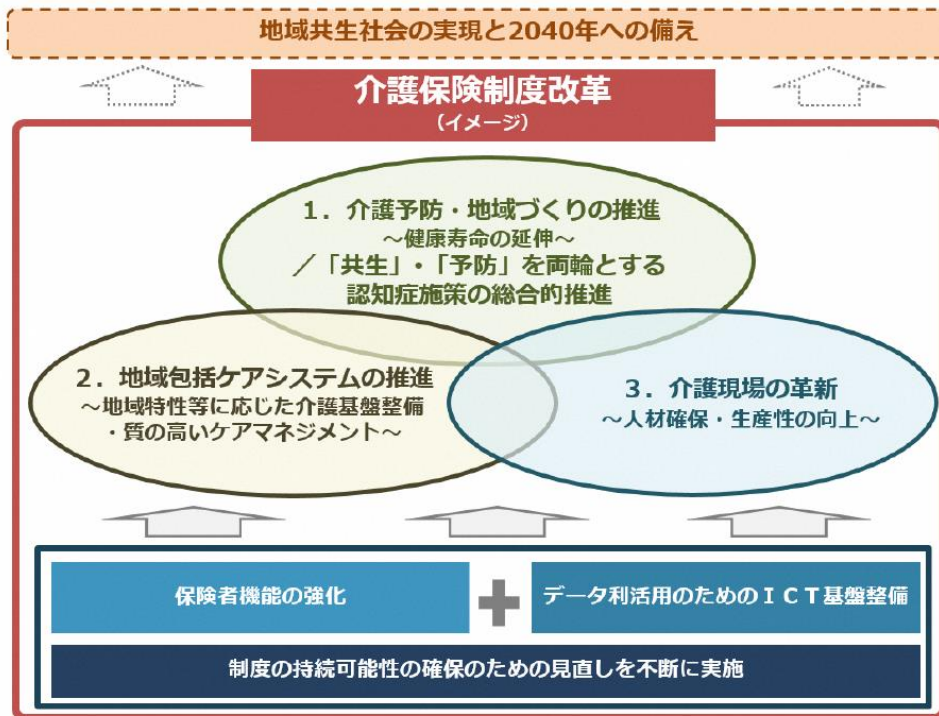
計画の素案を役場の窓口を設置するとともに、ホームページを通じて広く周知し、計画について住民からの意見を公募しました。

パブリックコメントは令和2年12月25日から令和3年1月25日に実施

## 6 介護保険制度の見直し

国の社会保障審議会介護保険部会（令和元年12月27日）では、3つの方針と、それを推進するために重要な取組みを介護保険制度の見直しの意見として提示しています。

【参考：介護保険制度改革の全体像】



資料：社会保障審議会介護保険部会（令和元年12月27日）資料）

全国介護保険担当課長会議（令和2年7月31日）で、重要な取組み等に関して以下の提示がされました。

### 1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- ・2025年、2040年に向け、地域により高齢化の状況、介護需要が異なることが想定される
- ・介護需要の大きな傾向を把握した上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案することが重要
- ・介護需要が成熟化する場合も、介護需要の見込みにあわせて過不足ないサービス基盤の整備や都道府県等とも連携して広域的な整備を進めることが必要

### 2 地域共生社会の実現

- ・地域共生社会の理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組みが重要

### 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- ・高齢者等が社会で役割を持ち活躍できる多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、介護予防・健康づくりの取組みを強化して健康寿命の延伸を図ることが求められる

### 4 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅\*に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための「自宅」と「介護施設」の中間に位置する住宅や、生活面で困難を抱える高齢者への住まいと生活支援を一体的に提供する取組みが進み、その質の確保や、適切にサービス基盤整備することが求められている

### 5 認知症\*施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- ・認知症施策推進大綱に基づき「共生」と「予防」を車の両輪とした5つの柱に基づく認知症施策を進める

#### 認知症施策推進大綱の5つの柱

1. 普及啓発・本人発信支援
2. 予防
3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
5. 研究開発・産業促進・国際展開

### 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- ・2025年以降は現役世代の減少により、介護人材の確保がより深刻になるため、人材確保を都道府県と市町村が連携し、計画的に進める必要がある

### 7 災害や感染症対策に係る体制整備

- ・日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要
- ・日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要
- ・近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えを行うことが重要

## 第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の状況

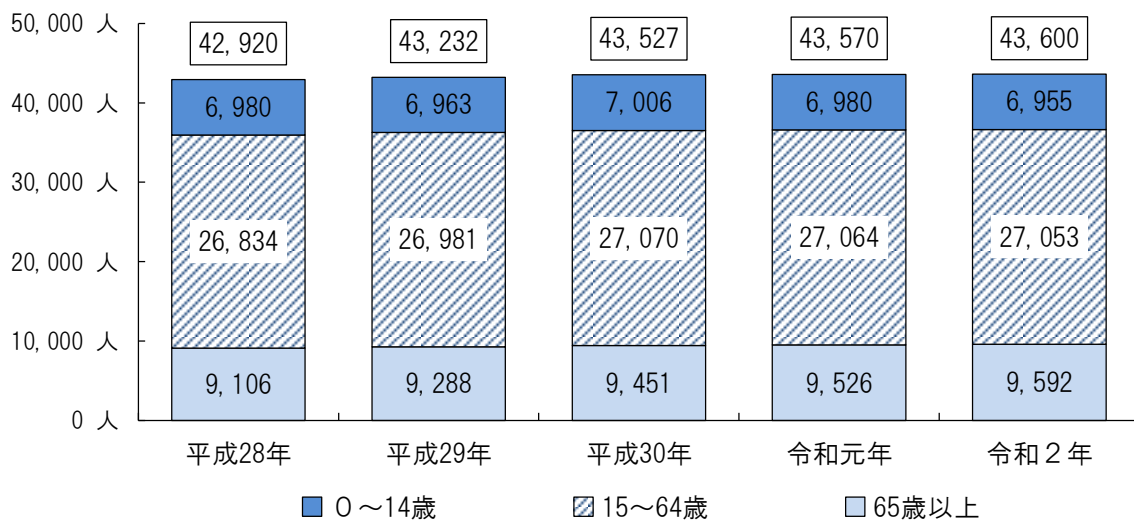
### 1 長泉町の高齢者を取り巻く現状

#### 1 統計データにみる長泉町の高齢者を取り巻く現状

##### (1) 人口・世帯の状況

人口構造の推移をみると、0～14歳の年少人口割合は横ばいとなっているのに対し、65歳以上の高齢者数は年々上昇しており、令和2年には22.0%と5人に1人以上が高齢者となっています。

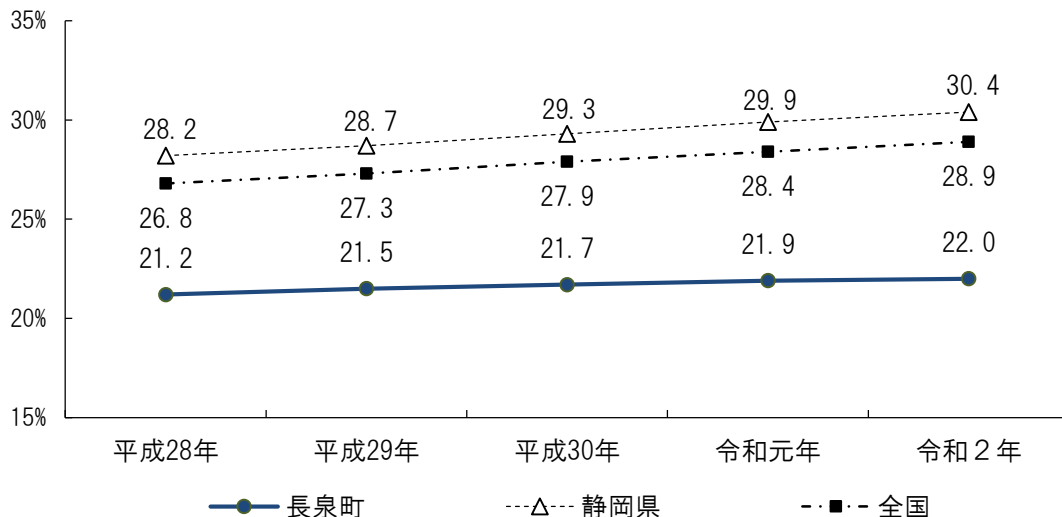
##### ◆ 年齢3区分別 人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

また、本町の65歳以上の高齢者割合を国・静岡県と比較すると、平成28年以降、低い数値で推移しているものの、上昇傾向は同様となっています。

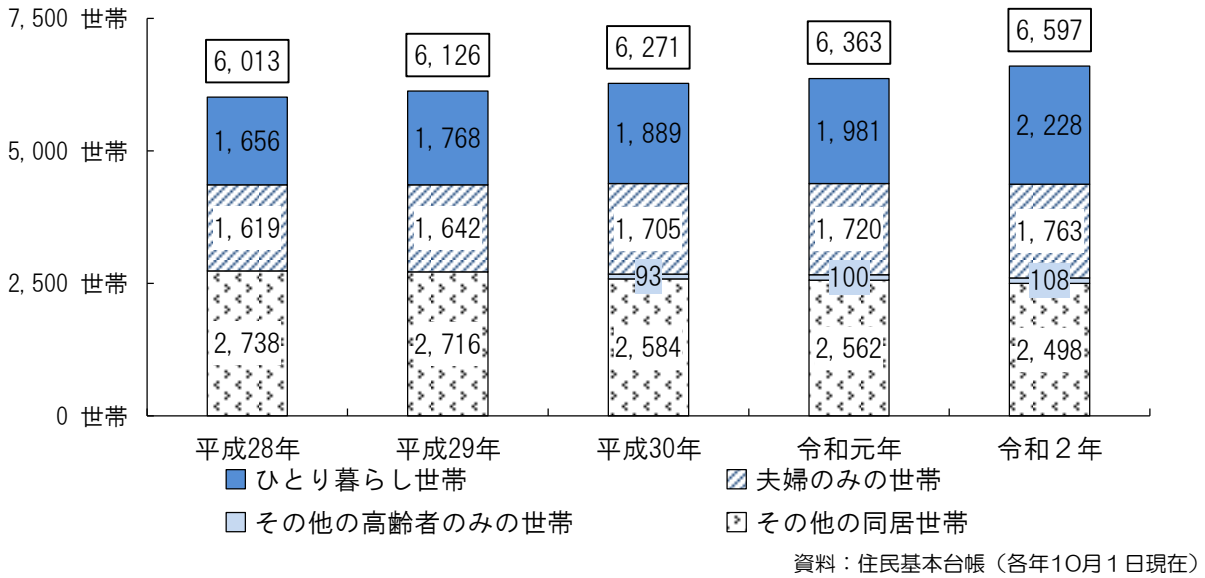
##### ◆ 年齢3区分別 65歳以上の高齢者人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

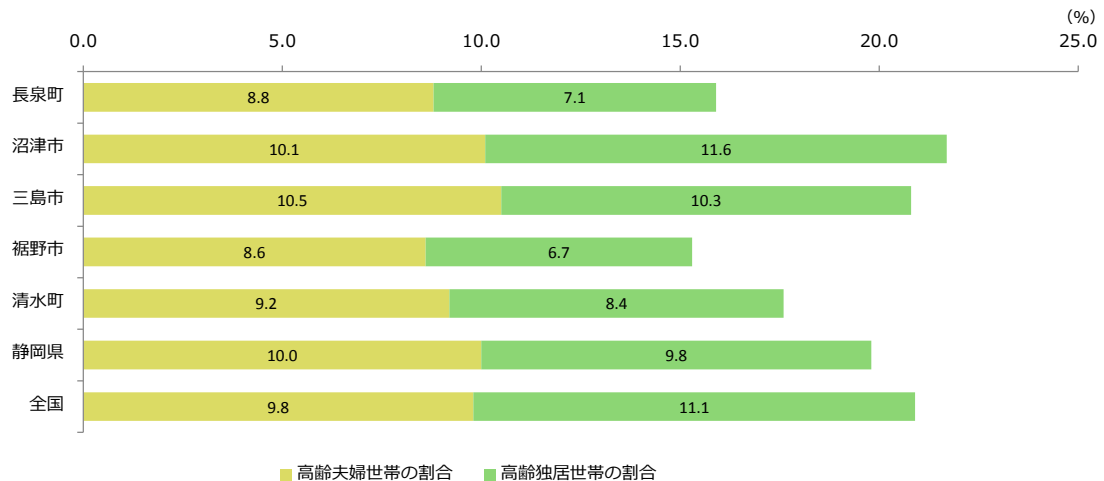
本町の高齢者のいる世帯は、令和2年で6,597世帯であり、そのうちひとり暮らし世帯は2,228世帯、夫婦のみの世帯は1,763世帯とそれぞれ増加傾向にあります。

◆ 高齢者のいる世帯数の推移



平成27年の国勢調査による結果を厚生労働省「見える化」システムにより比較すると、高齢者夫婦世帯、高齢者独居世帯の割合はそれぞれ全国及び静岡県平均よりも低い割合となっています。

◆ 一般世帯に占める高齢者夫婦世帯、ひとり暮らし世帯の割合の比較（平成27年）



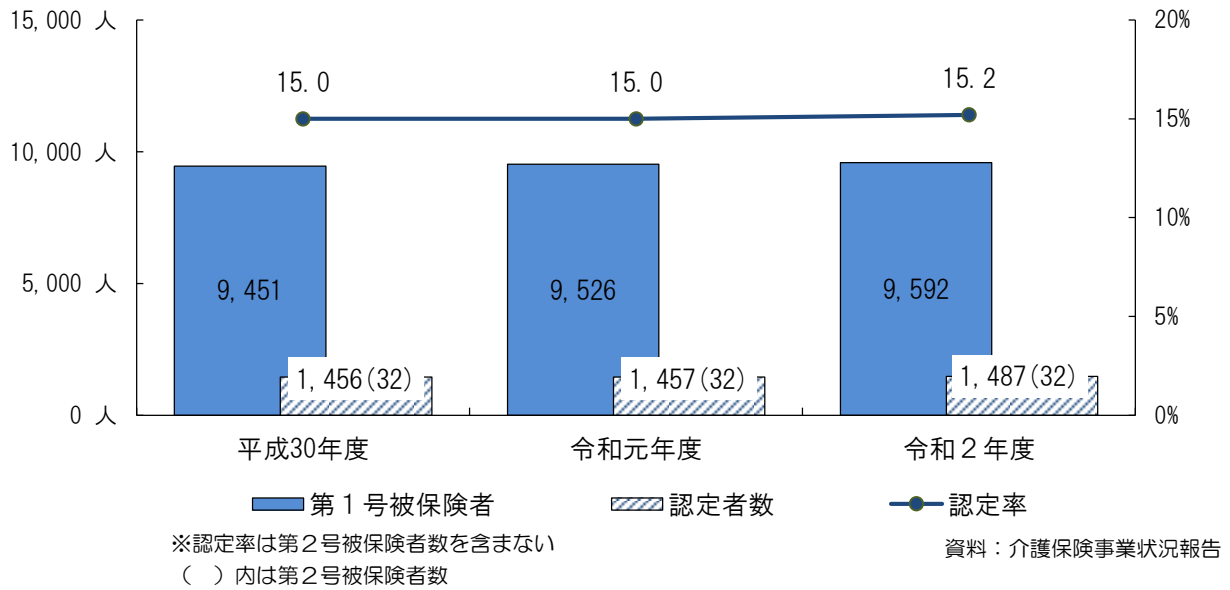
(時点) 平成27年(2015年)  
(出典) 総務省「国勢調査」

資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

## (2) 要介護認定者数等の状況

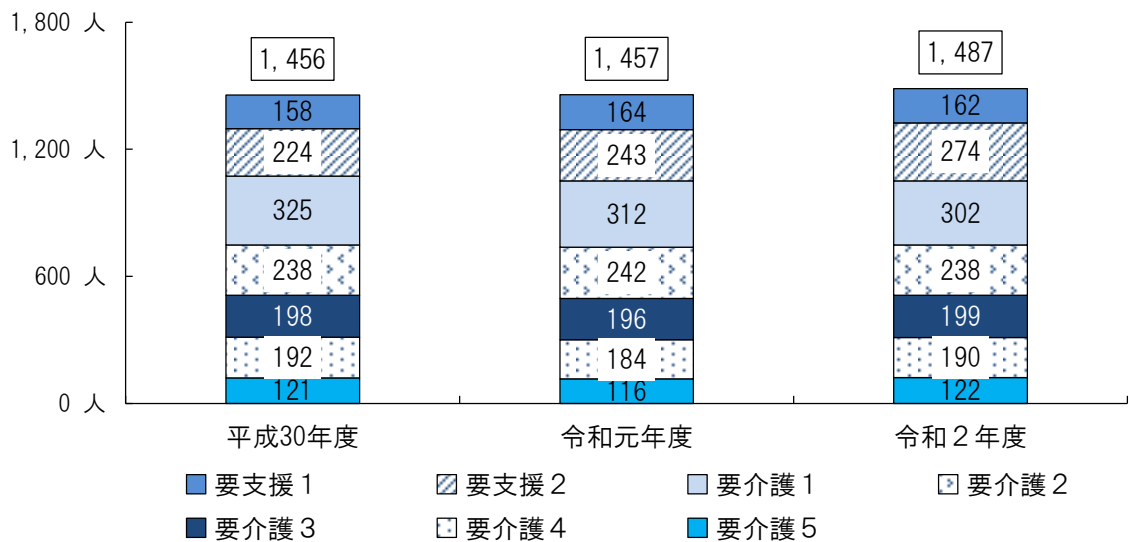
本町における要支援・要介護認定者数は増加し続けていますが、第1号被保険者\*である高齢者人口も増加しているため、認定率は横ばいとなっています。

### ◆ 要支援・要介護認定者数および認定率の推移



また、介護度別での要介護認定者数の推移をみると、要支援2の認定者が平成30年度の224人から令和2年度には274人と、50人増となっています。

### ◆ 介護度別の要支援・要介護認定者数の推移

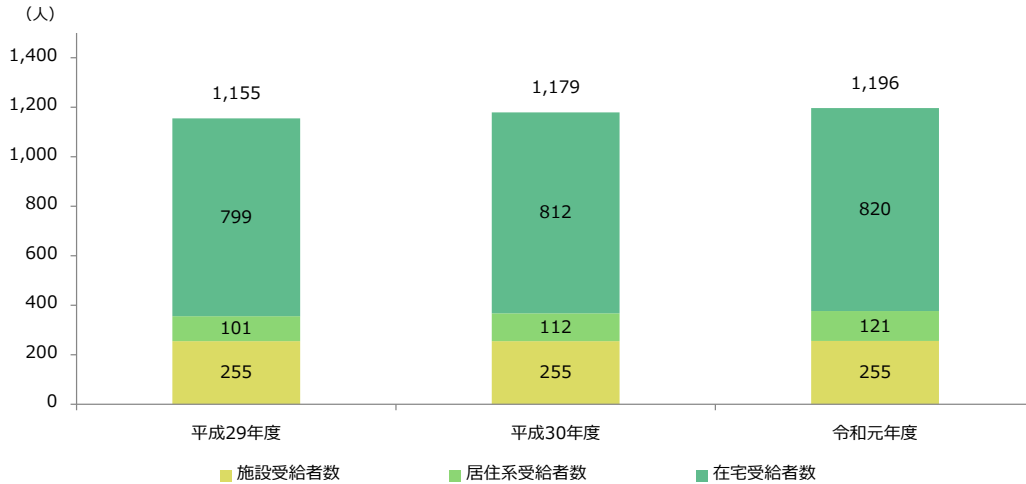


資料：介護保険事業状況報告

### (3) サービス受給者の状況

受給者数は平成29年度以降微増しており、令和元年度は1,196人となっています。令和元年度の内訳は、在宅サービス820人、居住系サービス121人、施設サービス255人となっています。

#### ◆ 施設・居住系・在宅サービス受給者数の推移



(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報  
(12か月分の平均値)

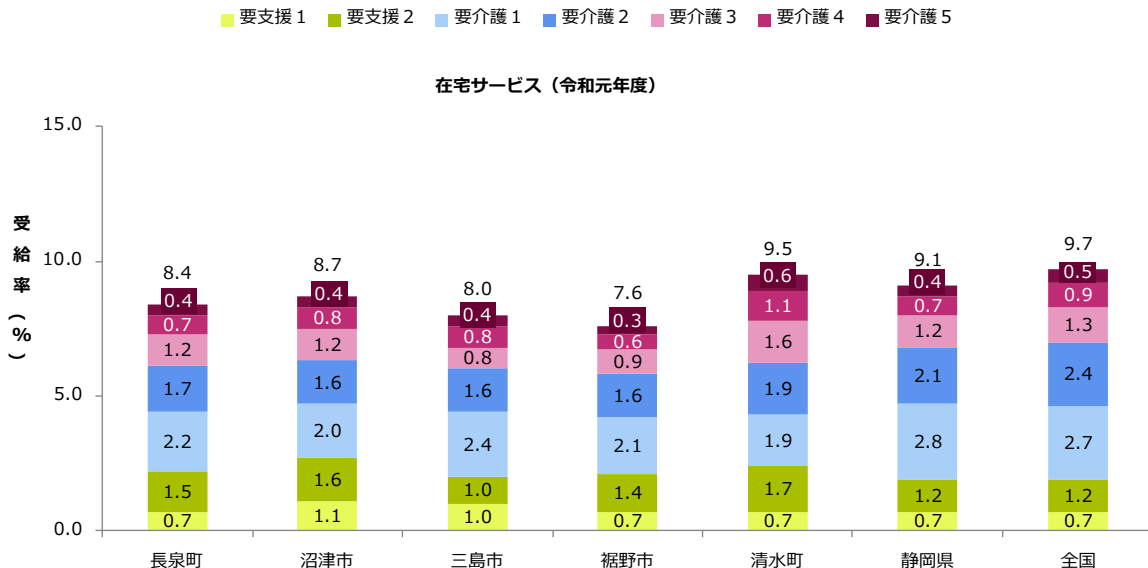
資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

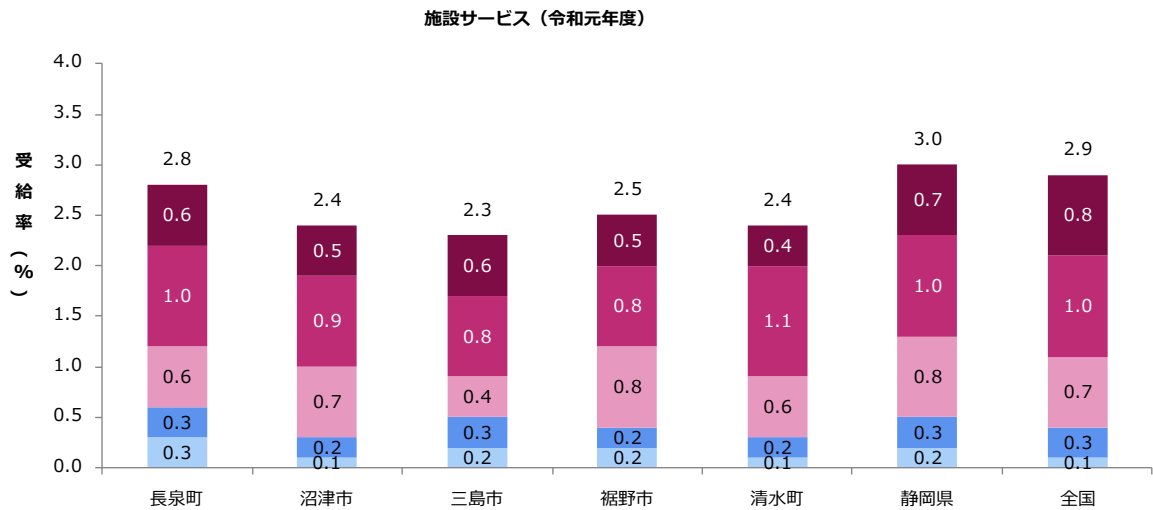
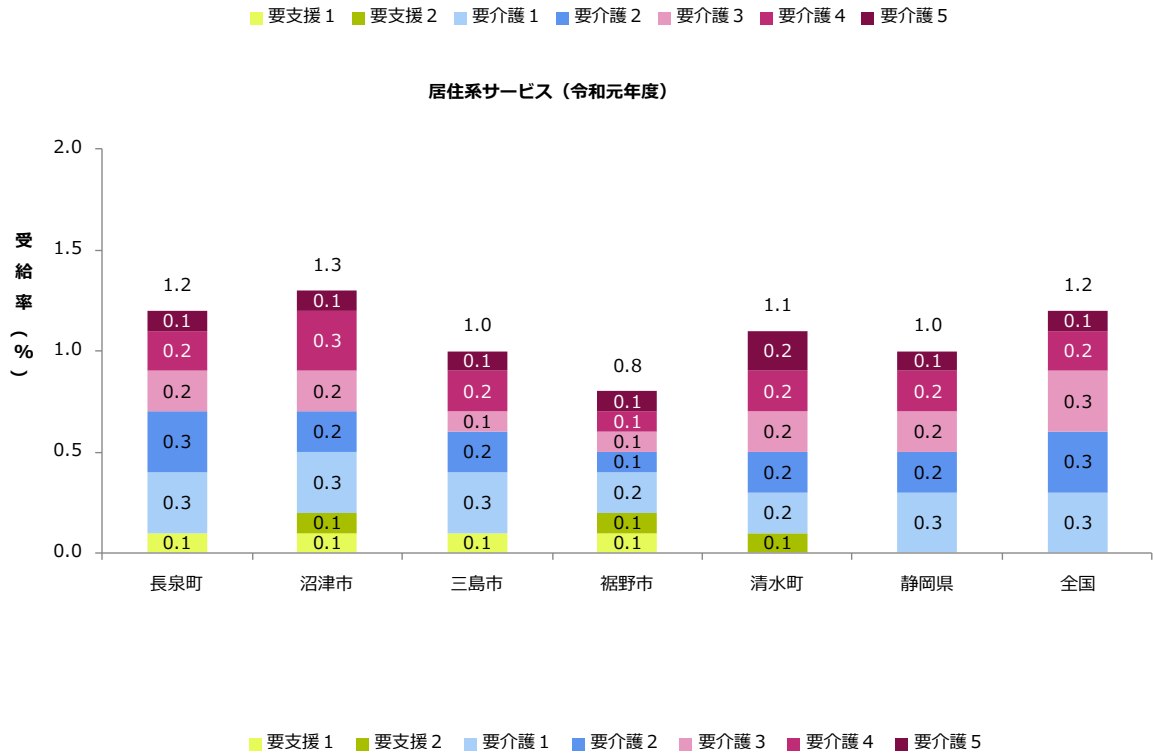
令和元年度の第1号被保険者に対するサービス受給者の状況を在宅サービス・居住系サービス・施設サービスに分類して受給率をみると、在宅サービスが8.4%と最も高くなっています。全国及び静岡県平均と比べると低くなっています。

居住系サービスの受給率は1.2%と、全国及び静岡県平均と同程度となっています。

施設サービスの受給率は2.8%で、全国及び静岡県平均よりも低くなっています。

#### ◆ 受給率の比較





(時点) 令和元年度

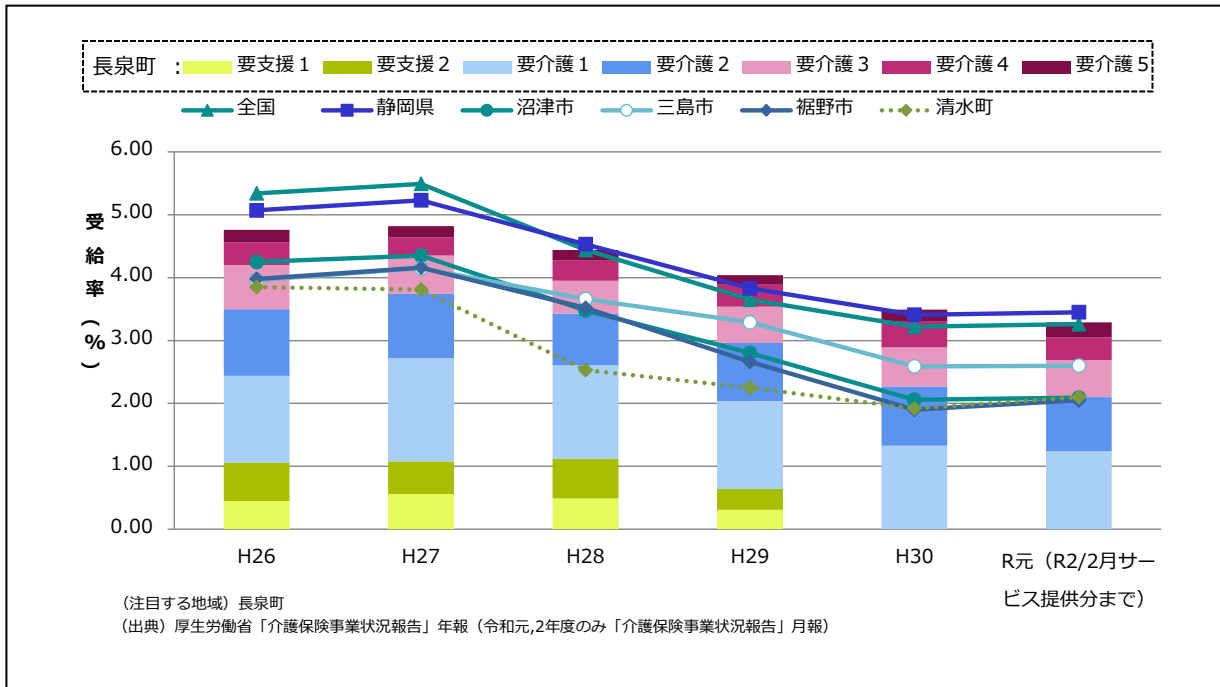
(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報



(4) 通所介護の状況

通所介護の受給率は、平成28年4月より、定員18人以下の小規模の通所介護事業所での利用は地域密着型通所介護として区分されたことや、平成29年度より、要支援認定者の利用が介護予防・日常生活支援総合事業\*へ移行したことに伴い減少しています。また、全国及び静岡県平均と同程度で推移しています。

◆ 受給率（通所介護）の状況

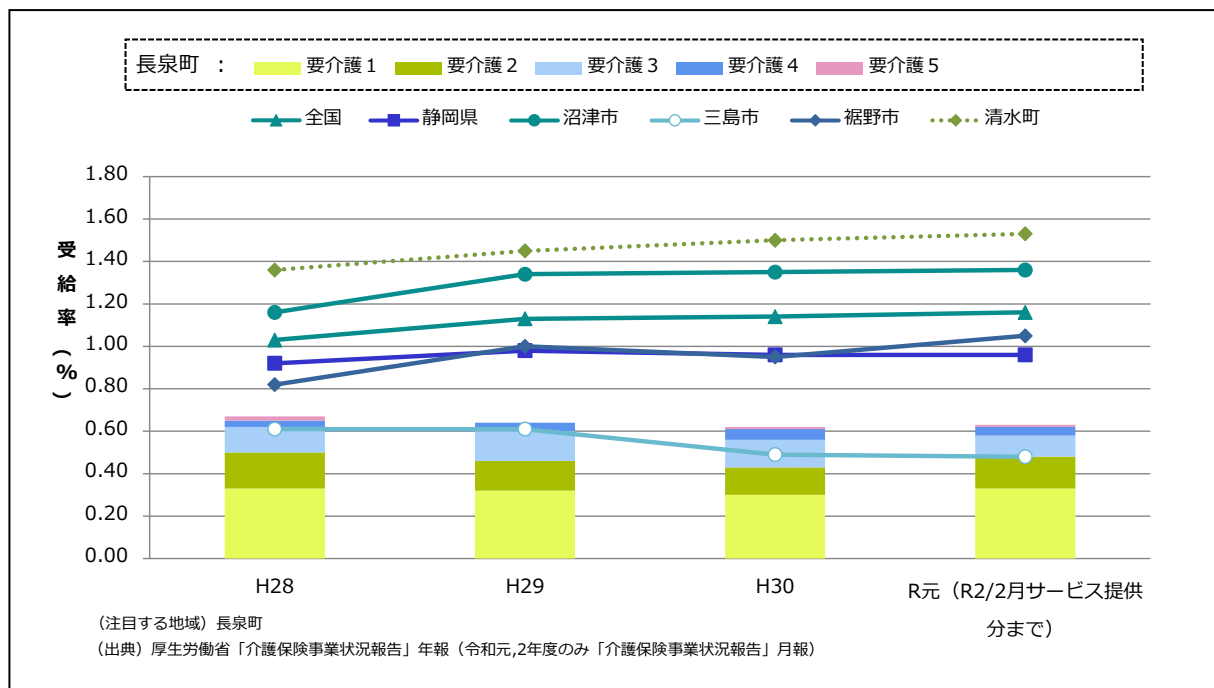


			H26	H27	H28	H29	H30	R元 (R2/2月サービス提供分まで)
長泉町	要支援1	(%)	0.45	0.56	0.49	0.31	0.00	0.00
	要支援2	(%)	0.61	0.52	0.63	0.33	0.00	0.00
	要介護1	(%)	1.38	1.64	1.49	1.40	1.33	1.24
	要介護2	(%)	1.06	1.02	0.82	0.92	0.94	0.86
	要介護3	(%)	0.70	0.61	0.52	0.58	0.62	0.59
	要介護4	(%)	0.36	0.29	0.32	0.35	0.41	0.36
	要介護5	(%)	0.20	0.18	0.17	0.15	0.19	0.24
	合計	(%)	4.76	4.82	4.44	4.04	3.49	3.29
清水町	合計	(%)	3.85	3.81	2.53	2.25	1.92	2.10
裾野市	合計	(%)	3.98	4.16	3.52	2.66	1.90	2.05
三島市	合計	(%)	3.96	4.15	3.66	3.29	2.59	2.60
沼津市	合計	(%)	4.25	4.35	3.48	2.80	2.06	2.09
静岡県	合計	(%)	5.07	5.23	4.53	3.83	3.41	3.45
全国	合計	(%)	5.34	5.49	4.44	3.65	3.22	3.26

※小数点以下第3位を四捨五入して算出しているため、合計と一致しない場合があります。

地域密着型通所介護の受給率は、平成28年以降横ばいとなっています。全国及び静岡県平均と比べると低く推移しています。なお、平成28年4月より、定員18人以下の小規模の通所介護事業所での利用は地域密着型通所介護として区分されています。

◆ 受給率（地域密着型通所介護）の状況



			H28	H29	H30	R元 (R2/2月サービス提供分まで)
長泉町	要介護1	(%)	0.33	0.32	0.30	0.33
	要介護2	(%)	0.17	0.14	0.13	0.15
	要介護3	(%)	0.12	0.14	0.13	0.10
	要介護4	(%)	0.03	0.04	0.05	0.04
	要介護5	(%)	0.02	0.00	0.01	0.01
	合計	(%)	0.67	0.64	0.62	0.63
清水町	合計	(%)	1.36	1.45	1.50	1.53
裾野市	合計	(%)	0.82	1.00	0.95	1.05
三島市	合計	(%)	0.61	0.61	0.49	0.48
沼津市	合計	(%)	1.16	1.34	1.35	1.36
静岡県	合計	(%)	0.92	0.98	0.96	0.96
全国	合計	(%)	1.03	1.13	1.14	1.16

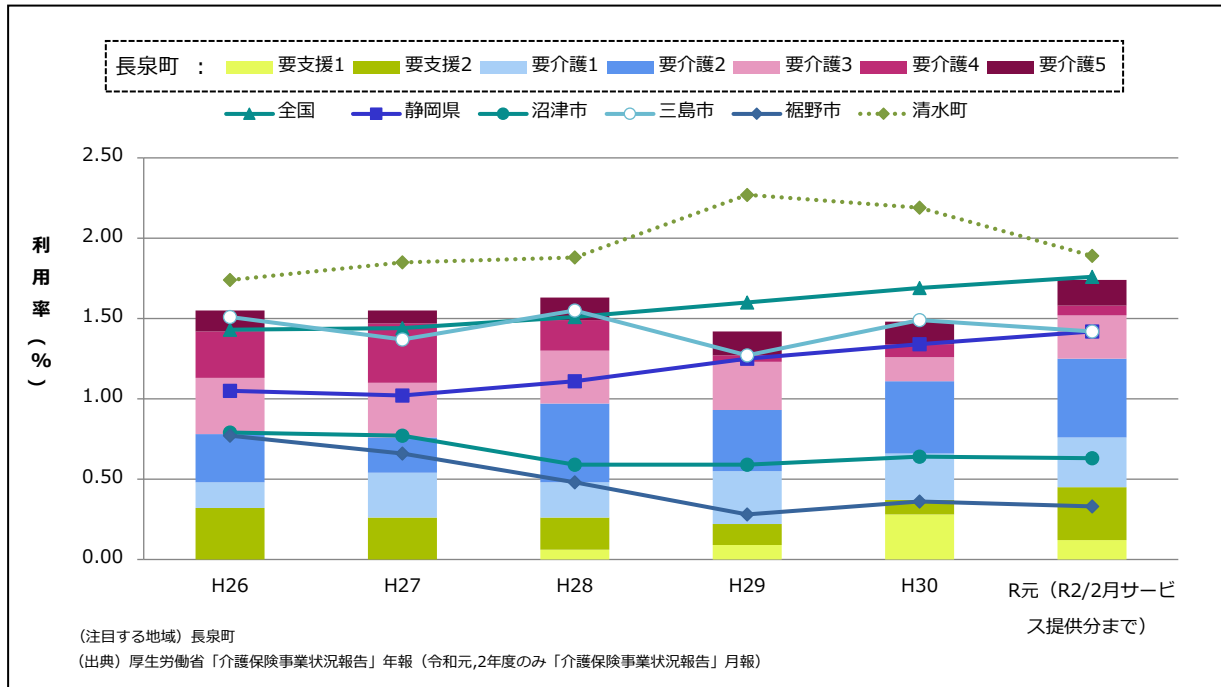
※小数点以下第3位を四捨五入して算出しているため、合計と一致しない場合があります。

(5) 地域リハビリテーションの状況

訪問リハビリテーションの利用率は、平成29年に減少後、近年は増加傾向にあります。静岡県平均と比べると高く、全国平均と比べると同程度で推移しています。

通所リハビリテーションの利用率は、平成29年度に減少後、近年は増加傾向にあります。全国及び静岡県平均と比べると高く推移しています。また、介護度別にみると、平成26年以降、軽度者（要支援1～要介護2）の方が重度者（要介護3～要介護5）よりも多い傾向にあります。

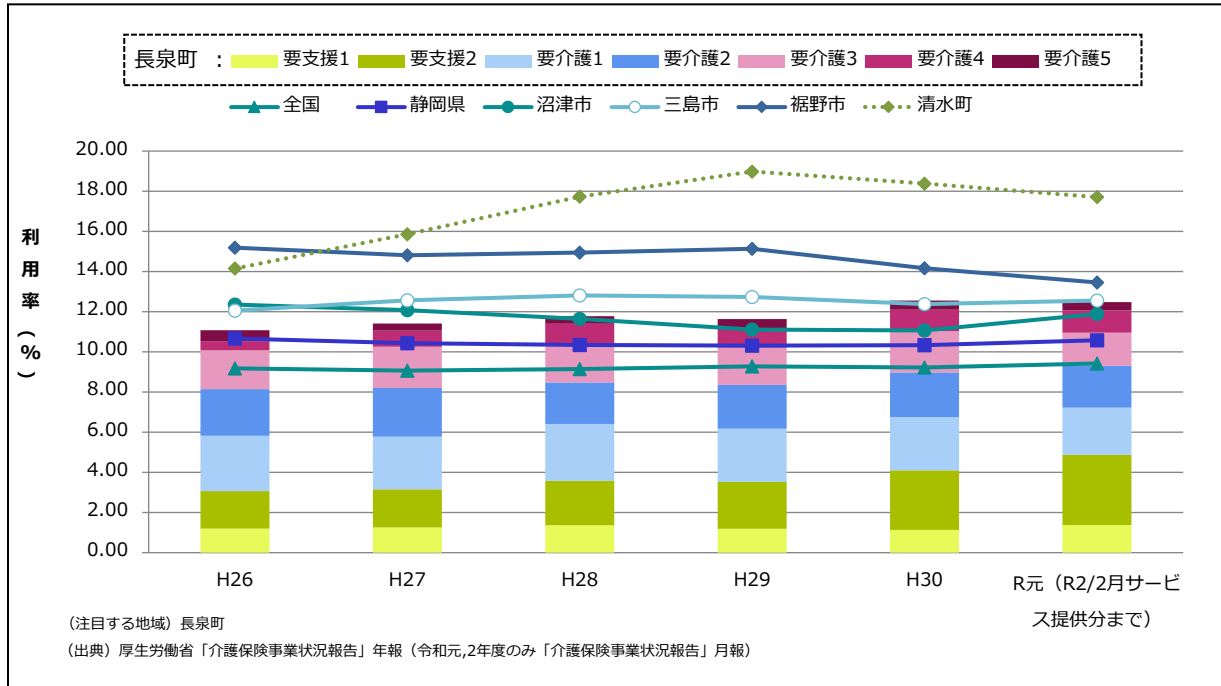
◆ 利用率（訪問リハビリテーション）の状況



			H26	H27	H28	H29	H30	R元 (R2/2月サービス提供分まで)
長泉町	要支援1	(%)	0.00	0.00	0.06	0.09	0.28	0.12
	要支援2	(%)	0.32	0.26	0.20	0.13	0.09	0.33
	要介護1	(%)	0.16	0.28	0.22	0.33	0.29	0.31
	要介護2	(%)	0.30	0.22	0.49	0.38	0.45	0.49
	要介護3	(%)	0.35	0.34	0.33	0.30	0.15	0.27
	要介護4	(%)	0.29	0.37	0.19	0.04	0.08	0.06
	要介護5	(%)	0.13	0.08	0.14	0.15	0.14	0.16
合計	(%)	1.55	1.54	1.63	1.42	1.49	1.73	
清水町	合計	(%)	1.74	1.85	1.88	2.27	2.19	1.89
裾野市	合計	(%)	0.77	0.66	0.48	0.28	0.36	0.33
三島市	合計	(%)	1.51	1.37	1.55	1.27	1.49	1.42
沼津市	合計	(%)	0.79	0.77	0.59	0.59	0.64	0.63
静岡県	合計	(%)	1.05	1.02	1.11	1.25	1.34	1.42
全国	合計	(%)	1.43	1.44	1.51	1.60	1.69	1.76

※小数点以下第3位を四捨五入して算出しているため、合計と一致しない場合があります。

◆ 利用率（通所リハビリテーション）の状況



			H26	H27	H28	H29	H30	R元（R2/2月サービス提供分まで）
長泉町	要支援1	(%)	1.20	1.25	1.36	1.19	1.13	1.37
	要支援2	(%)	1.86	1.90	2.21	2.33	2.97	3.50
	要介護1	(%)	2.76	2.62	2.84	2.65	2.65	2.35
	要介護2	(%)	2.32	2.43	2.07	2.18	2.23	2.09
	要介護3	(%)	1.94	2.05	1.85	1.86	2.05	1.65
	要介護4	(%)	0.45	0.81	1.07	0.89	1.07	1.11
	要介護5	(%)	0.55	0.35	0.38	0.53	0.45	0.41
	合計	(%)	11.09	11.40	11.79	11.63	12.54	12.48
清水町	合計	(%)	14.15	15.86	17.73	18.98	18.38	17.71
裾野市	合計	(%)	15.19	14.81	14.94	15.13	14.17	13.46
三島市	合計	(%)	12.05	12.57	12.81	12.73	12.38	12.56
沼津市	合計	(%)	12.35	12.08	11.64	11.11	11.07	11.89
静岡県	合計	(%)	10.67	10.43	10.34	10.31	10.33	10.58
全国	合計	(%)	9.18	9.07	9.14	9.28	9.22	9.42

※小数点以下第3位を四捨五入して算出しているため、合計と一致しない場合があります。

## 2 アンケート調査結果にみる長泉町の高齢者を取り巻く現状

### (1) 調査概要

#### < 調査方法 >

①調査対象（令和元年12月1日を基準日として抽出）

- 一般高齢者調査：町内に住んでいる65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない方（無作為抽出）1,697人
- 要支援認定者調査：要支援認定を受け、町内（在宅）で生活している方 392人
- 要介護認定者調査：要介護認定を受け、町内（在宅）で生活している方 638人
- 総合事業対象者調査：町内に住んでいる介護予防・日常生活支援総合事業対象者の方 76人

②調査期間 令和2年1月10日～令和2年1月24日

③調査方法 郵送による配布・回収

#### < 回収結果 >

	対象者数	有効回収数	有効回収率
一般高齢者調査	1,697人	1,366人	80.5%
要支援認定者調査	392人	324人	82.7%
要介護認定者調査	638人	419人	65.7%
総合事業対象者調査	76人	57人	75.0%

#### < 調査結果参照の際の注意点 >

- ・図表中の「n」は、回答総数（number）を示しています。
- ・すべての集計は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、回答比率を合計しても、100%にならない場合があります。
- ・回答比率（%）は、その設問の回答者数を基数（n）として算出しているため、複数回答の設問はすべての比率を合計すると100%を超える場合があります。
- ・スペースの関係上、一部設問や選択肢を省略しています。

#### < 回答者の属性 >

(%)

性別	男性	女性	無回答
一般高齢者	44.0	54.2	1.8
要支援認定者	31.2	66.0	2.8
要介護認定者	36.5	63.5	-
総合事業対象者	17.5	75.4	7.0

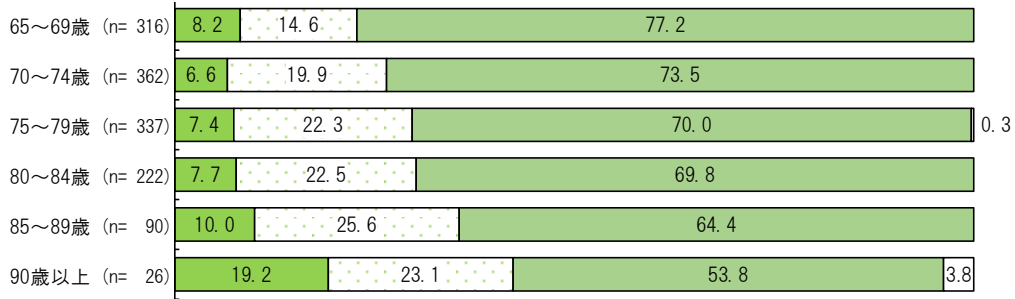
年齢	65歳未満	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	無回答
一般高齢者	-	23.1	26.5	24.7	16.3	6.6	1.9	1.0
要支援認定者	3.1	1.5	5.9	16.7	28.4	23.5	18.8	2.2
要介護認定者	1.9	2.4	7.6	14.8	20.0	27.2	26.0	-
総合事業対象者	-	3.5	5.3	19.3	24.6	28.1	12.3	7.0

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	受けていない	無回答
要支援認定者	40.1	49.1	-	-	-	-	-	3.4	7.4
要介護認定者	-	-	39.1	26.3	16.9	11.0	6.7	-	-
総合事業対象者	-	-	-	-	-	-	-	-	-

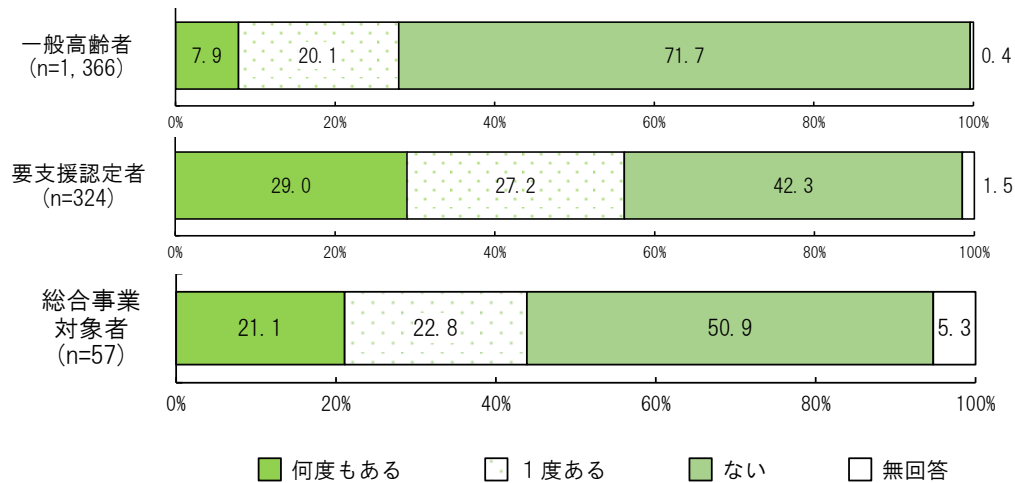
(2) 運動や外出の状況

【問 あなたは、過去1年間に転んだ経験がありますか。】

《一般高齢者 年齢別の結果》

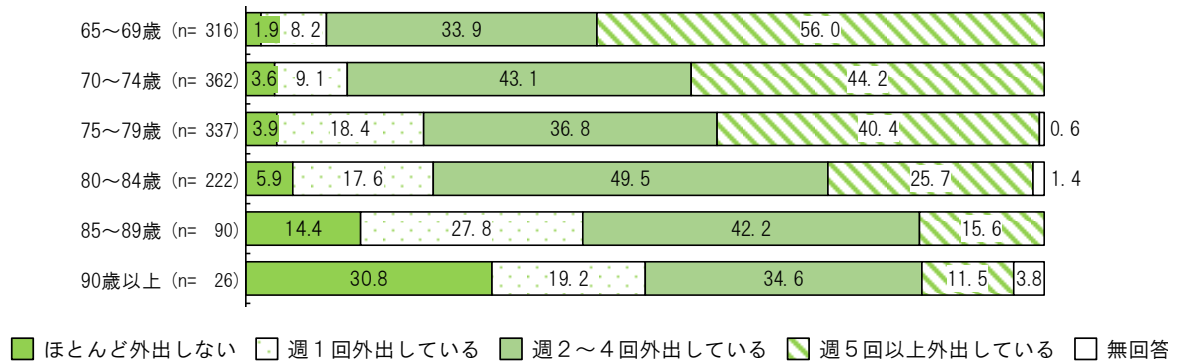


《対象者別の結果》

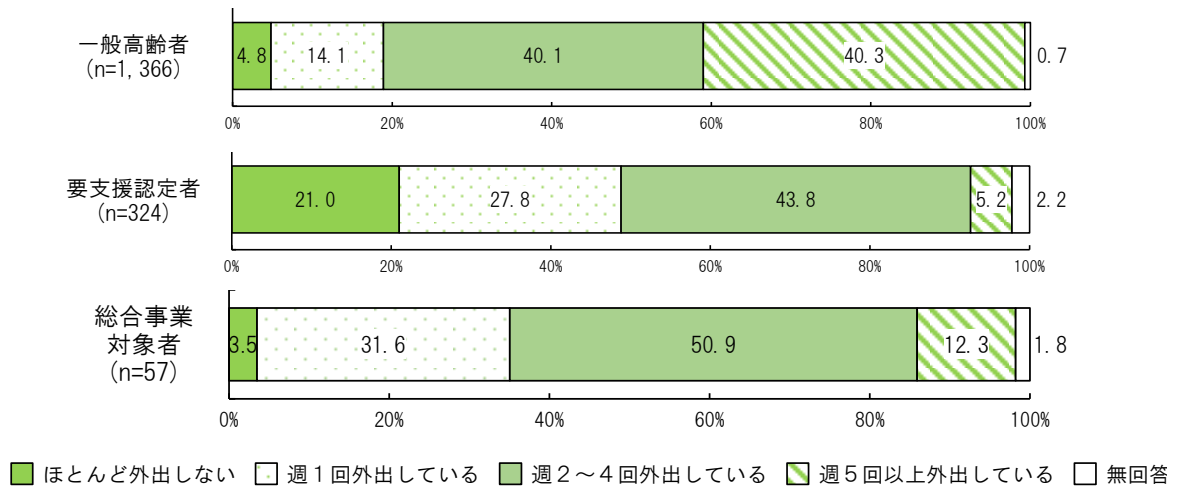


【問 あなたは、週に1回以上は外出していますか。】

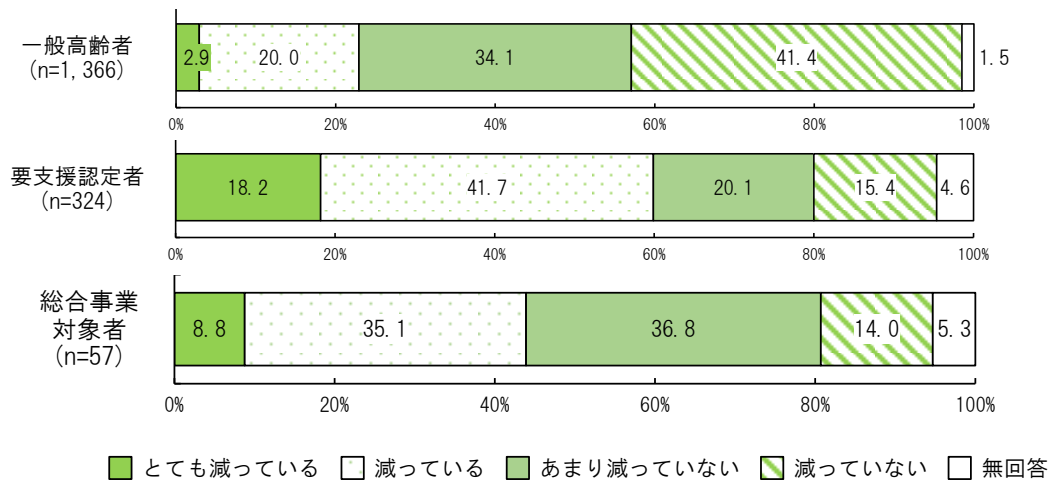
《一般高齢者 年齢別の結果》



《対象者別の結果》



【問 去年と比べて外出回数は減っていますか。】



- ・加齢とともに転倒経験の増加や外出回数の低下傾向がみられる。また、一般高齢者と比べ、要支援認定者や総合事業対象者で転倒経験がある人や外出が少ない人が多くなっている。運動や外出を通じて介護予防を推進する必要がある。

(2) 社会参加や生きがい活動について

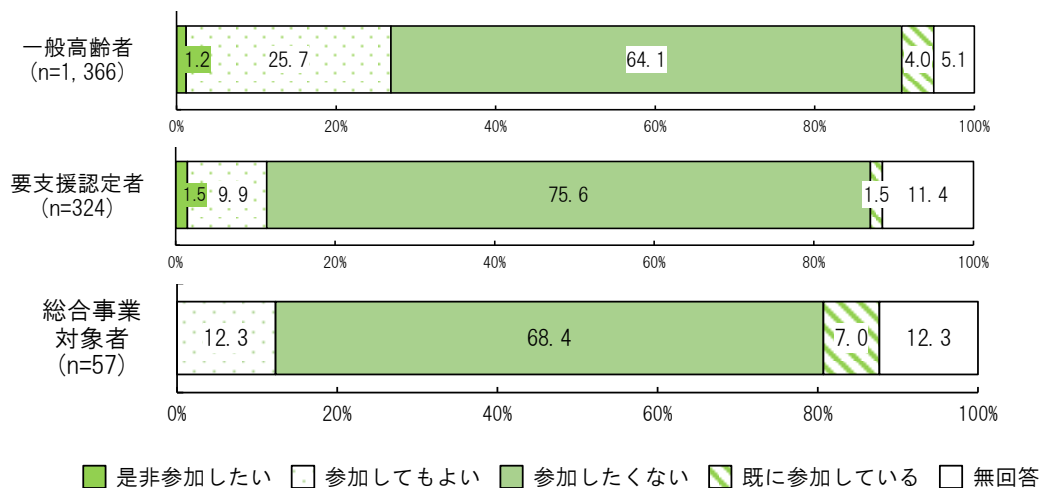
【問 生きがい（喜びや楽しみ）を感じるのはどのようなときですか。】

単位：%

一般高齢者 n=1,366			要支援認定者 n=324			総合事業対象者 n=57		
1位	友人や知人と過ごすとき	48.2	1位	テレビを見たり、ラジオを聞いているとき	58.0	1位	テレビを見たり、ラジオを聞いているとき	54.4
2位	おいしいものを食べているとき	47.6	2位	おいしいものを食べているとき	48.1	2位	おいしいものを食べているとき	52.6
3位	家族との団らんのとき	47.4	3位	家族との団らんのとき	42.9	3位	友人や知人と過ごすとき	47.4
4位	テレビを見たり、ラジオを聞いているとき	47.0	4位	友人や知人と過ごすとき	38.3	4位	家族との団らんのとき	45.6
5位	散歩や買い物をしているとき	40.0	5位	散歩や買い物をしているとき	27.5	5位	散歩や買い物をしているとき	40.4

この調査結果は上位5位までを抜粋しています。

【問 地域の活動にお世話役・企画・運営の立場で参加したいか。】



- ・高齢者の多様なニーズに応じた生きがい活動を推進していく必要がある。
- ・家族や友人・知人と過ごすときに生きがいを感じる人は多く、社会参加が生きがいにつながる可能性がある。
- ・地域の活動に参加意向がある人は一定数いるため、実際に参加につなげるための取り組みの検討が重要となる。



(3) 認知症について

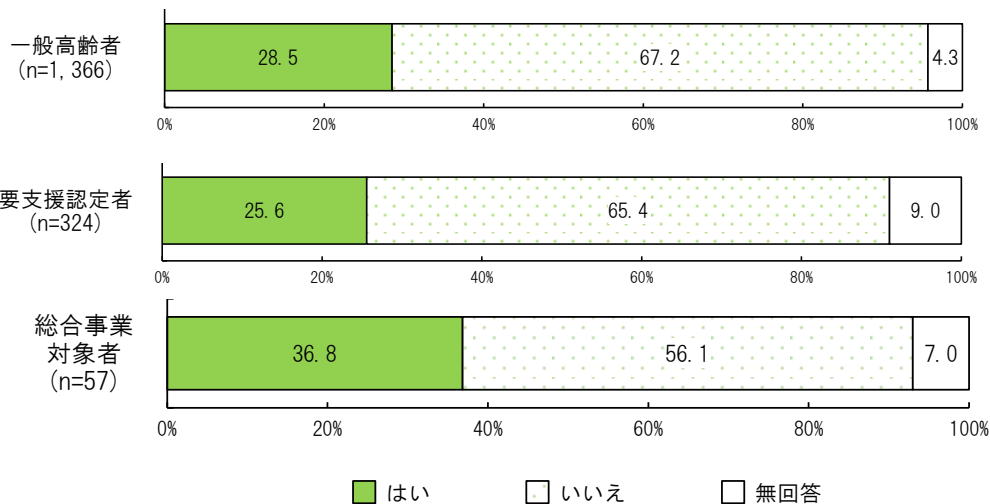
【問 健康についてどのようなことが知りたいですか。】

単位：%

一般高齢者 n=1,366			要支援認定者 n=324			総合事業対象者 n=57		
1位	認知症の予防について	43.6	1位	認知症の予防について	36.7	1位	認知症の予防について	54.4
2位	がんや生活習慣病にならないための工夫について	36.5	2位	寝たきりや介護の予防について	32.7	2位	寝たきりや介護の予防について	35.1
3位	望ましい食生活について	32.6	3位	望ましい食生活について	30.2	3位	がんや生活習慣病にならないための工夫について	33.3
4位	寝たきりや介護の予防について	22.0	4位	がんや生活習慣病にならないための工夫について	24.7	4位	望ましい食生活について	29.8
5位	運動の方法について	18.2	5位	運動の方法について	19.4	5位	うつ病の予防について	15.8

この調査結果は上位5位までを抜粋しています。

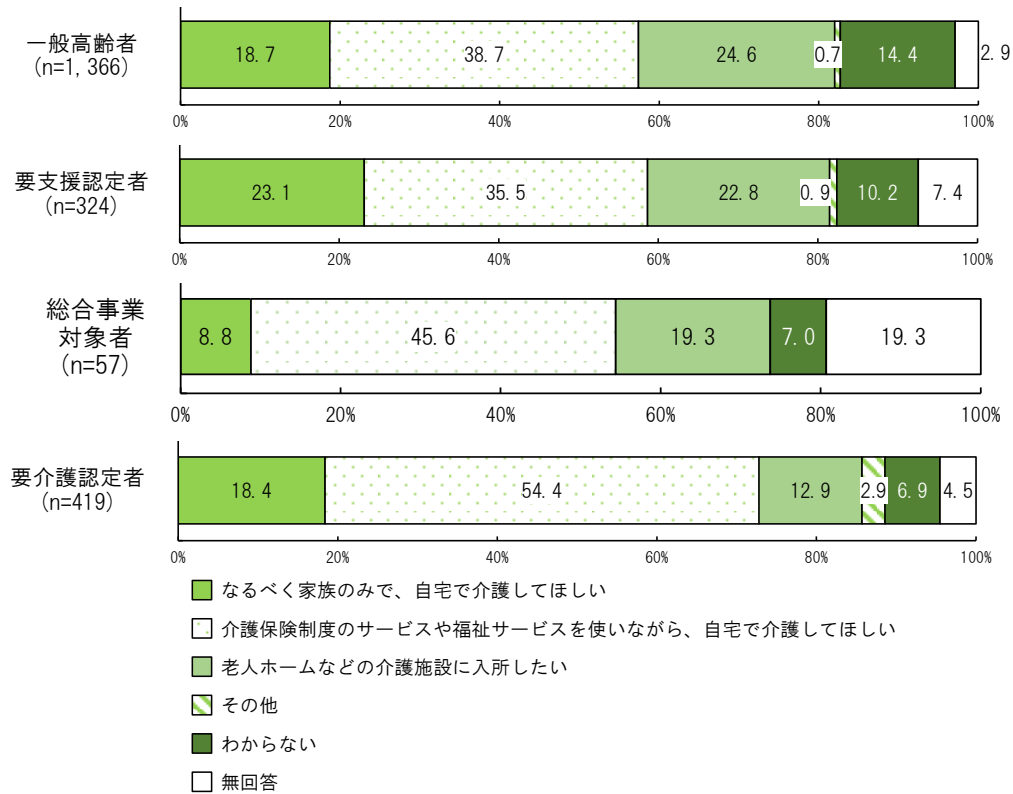
【問 認知症に関する相談窓口を知っていますか。】



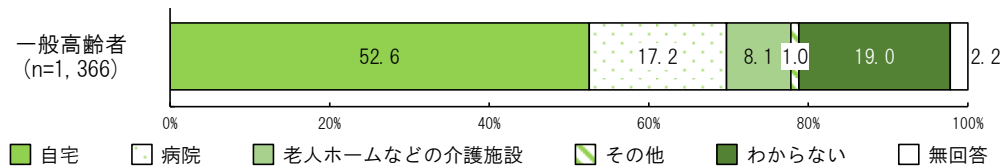
・ 認知症予防への高齢者の関心は高いが、相談窓口についての認知度は低くなっている。

(4) 今後の生活について

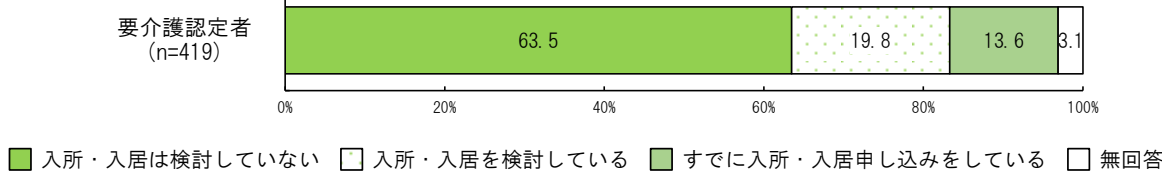
【問 あなたに介護が必要となった場合、どこで介護を受けたいと思いますか。】



【問 あなたは将来、人生の最期をどこで迎えたい（看取られたい）と思いますか。】



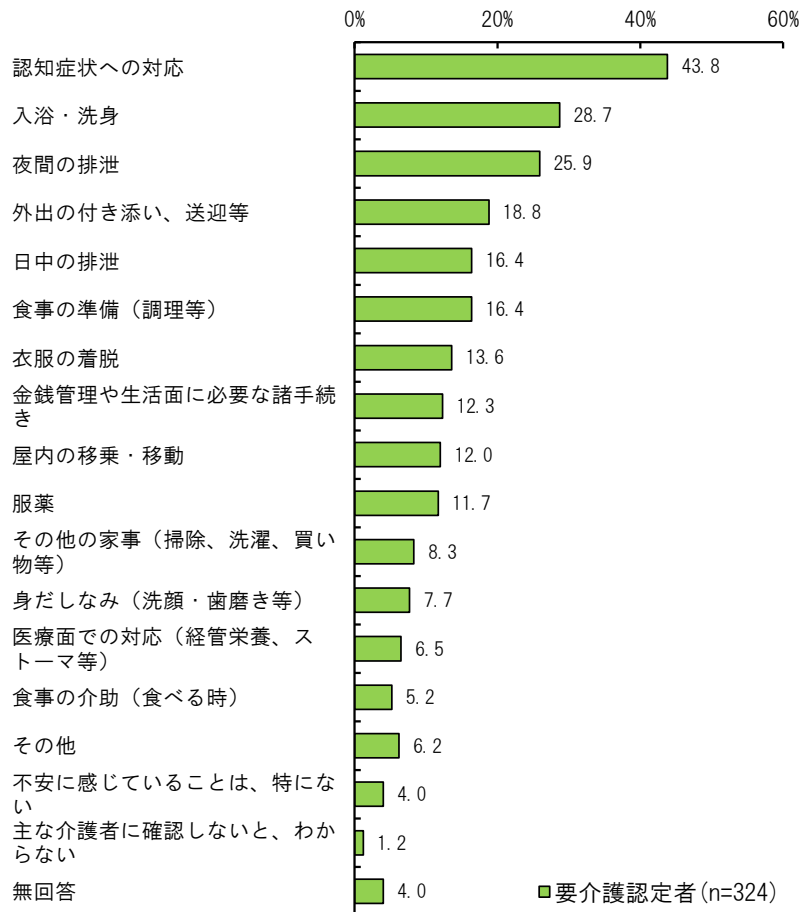
【問 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について教えてください。】



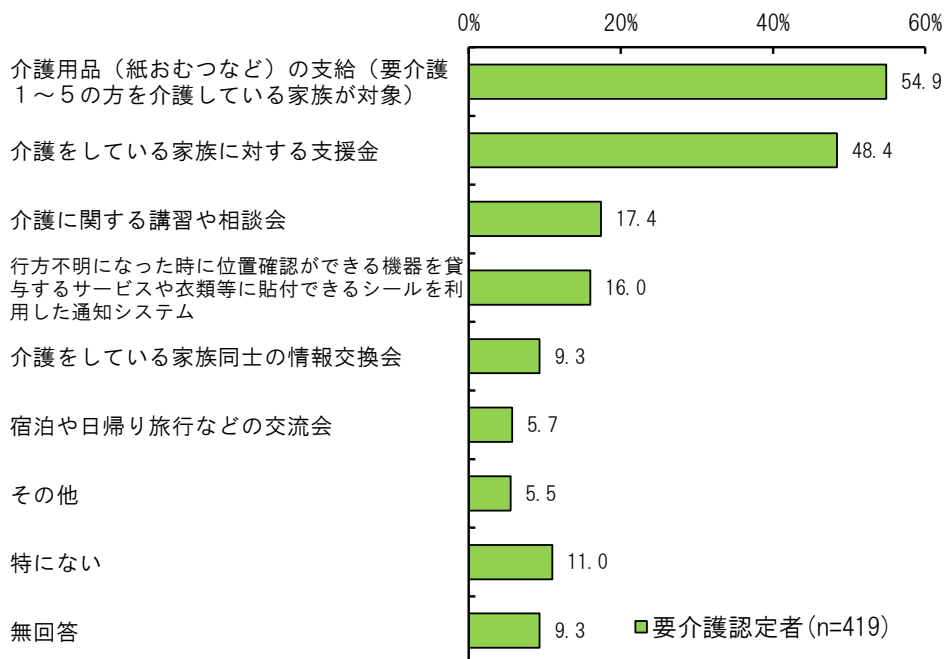
・自宅での介護や看取りを望む人が多くなっており、在宅生活が継続できるような支援が重要となってくる。

(5) 介護について

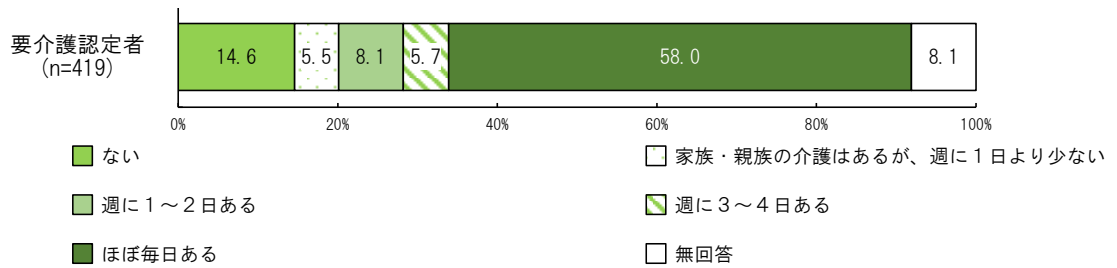
【問 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等は何ですか。】



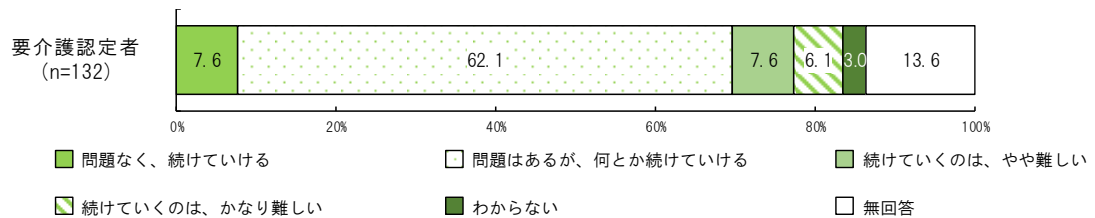
【問 高齢者を介護している方を対象としたサービスで利用したいと思うもの（利用しているものも含む）は何ですか。】



【問 あなたは、あなたのご家族やご親族の方からの介護を受けていますか。】



【問 今後も働きながら介護を続けていけそうですか。】



- ・介護をしている家族が働きながら問題なく介護を続けることが出来るように、ニーズにあった支援が重要になってくる。

### 課題の整理

- ・外出、社会参加を通じた高齢者の健康づくりの推進
- ・高齢者のニーズに応じた生きがい活動の推進
- ・認知症への関心の高い高齢者への効果的な実践方法や相談場所の取り組みと普及
- ・自宅での介護・生活継続のために必要な支援・サービス等の充実
- ・介護をしている家族へのニーズにあった支援

## 2 日常生活圏域の設定

### (1) 本町の概況

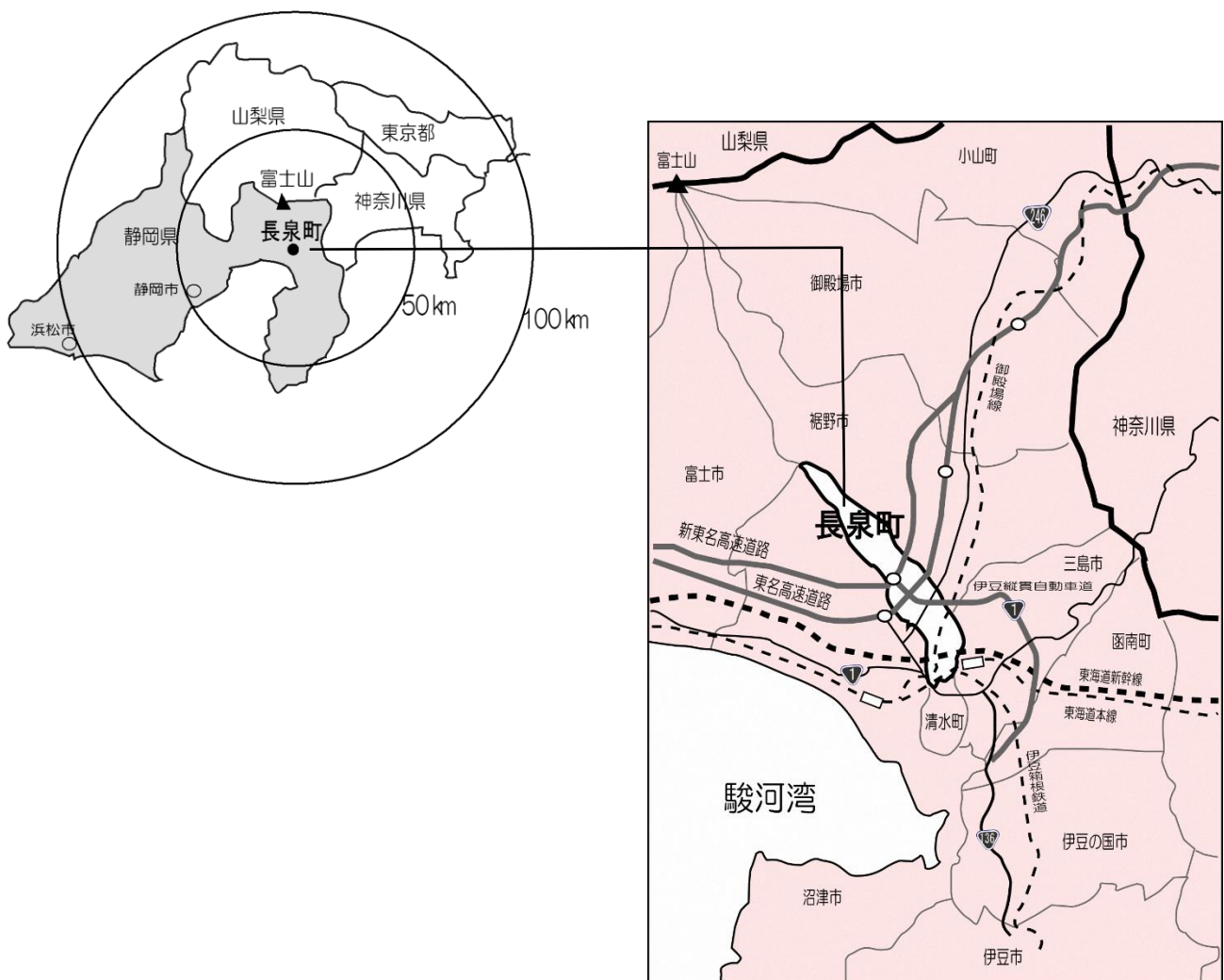
本町は、静岡県東部の伊豆半島の付け根にあり、北に富士山、東に箱根連山を仰ぐ愛鷹山麓に位置しています。愛鷹山麓へ広がる北部地域には、水と緑があふれており、身近にふれられる自然として、保全と活用を図っています。

南北に約 12 km、東西は最長部で約 3.5 kmと南北に細長い形をしています。

静岡市から約 50 km、東京からは約 100 kmに位置し、JR東海道新幹線、東名高速道路、新東名高速道路等の高速広域交通網を日常的に利用でき、交通の利便性に恵まれた地域です。

また、本町には業種の異なるいくつかの大規模工場が立地しており、多くの住民の雇用の場となっているとともに、本町の安定した財政基盤の源となっています。

さらに、静岡県がん対策の中核を担う静岡県立静岡がんセンターが町内にあり、住民の健康に対する安心感や健康管理に対する意識の向上につながっているほか、令和元年には公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構（ファルマバレーセンター）と富士山麓先端健康産業集積プロジェクトの推進に関する覚書を交わし、健康寿命の延伸と高齢者の自立支援を課題とし、地域における健康長寿社会の形成と医療健康産業を核とした経済発展の促進が図られています。



## (2) 日常生活圏域\*の設定

日常生活圏域の設定については、“介護サービスと様々な地域資源が有機的に結びつき、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができる”ことを基本的な考え方として設定することとされています。本計画では、高齢者人口等を参考に最も身近な区域である小学校区単位を基本とした、①北小学校圏域、②長泉小学校圏域、③南小学校圏域の3圏域で設定します。なお、人口規模や業務量、財政状況、専門職の人材確保の状況、生活圏、その他の条件を総合的に勘案し、最も効果的・効率的に業務が行えるよう検証を行い、必要に応じて計画期間内であっても日常生活圏域の見直しを行います。

表：日常生活圏域（小学校区）ごとの概況（令和2年10月1日現在）

	総人口	高齢者人口	高齢化率
長泉町 全体	43,600人	9,592人	22.0%
①北小学校圏域	14,265人	3,530人	24.7%
②長泉小学校圏域	16,484人	3,203人	19.4%
③南小学校圏域	12,851人	2,859人	22.2%

各圏域の特徴は、以下のとおりです。

### ①北小学校圏域

北部地域の北小学校圏域は、市街化調整区域が多く、その大部分を山林が占めており、谷底平野に畑地と集落地が形成されている一方、大規模な工業団地が整備されています。また、山麓地にはゴルフ場、自然公園、美術館等があり、優れた景観と文化が楽しめる地域となっており、市街地には町民の健康づくりの拠点として長泉町健康公園が整備されています。

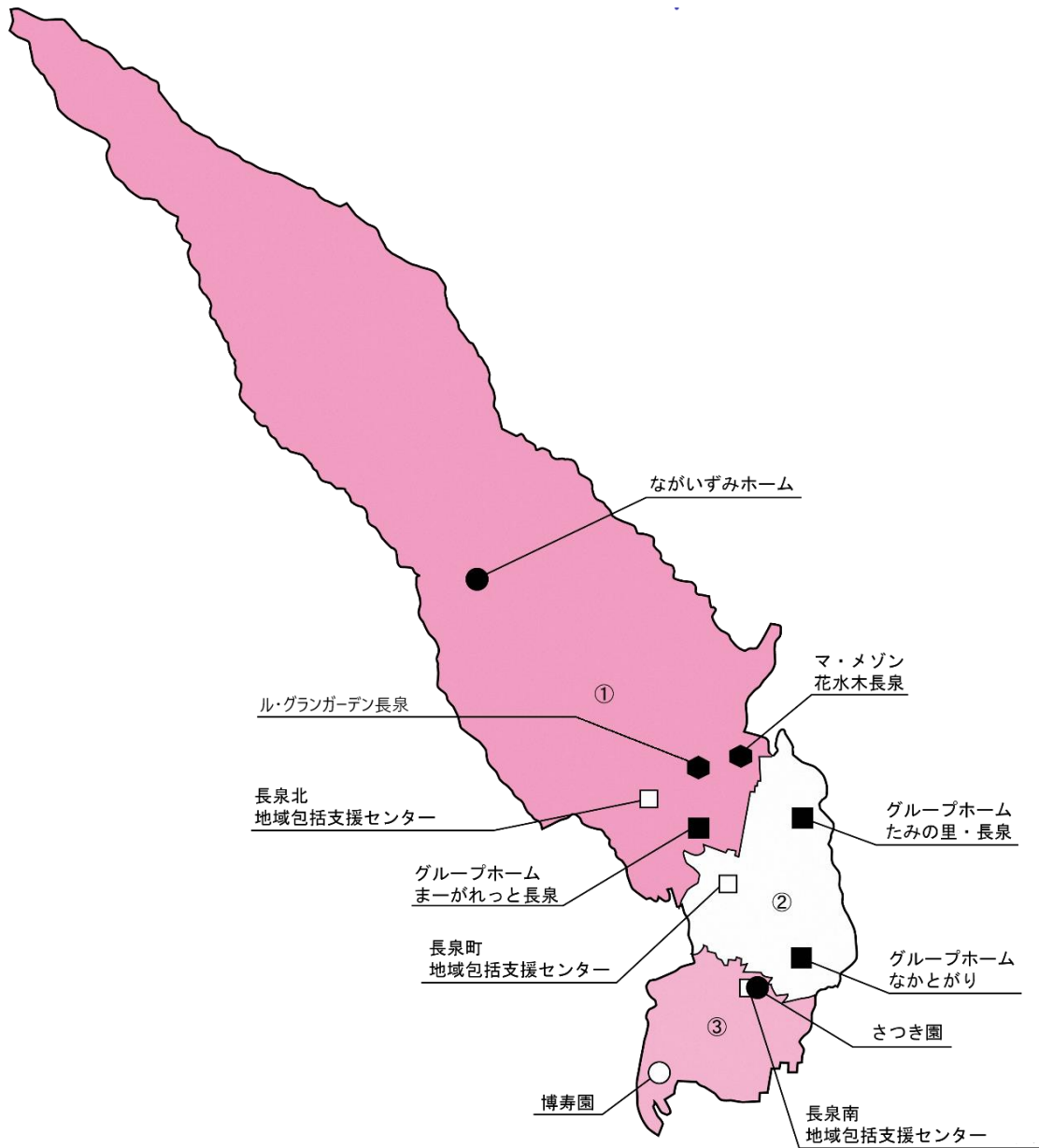
### ②長泉小学校圏域

町の中心部である中部地域の長泉小学校圏域は、交通拠点の下土狩駅があり、町役場や文化センター等の主要な公共施設が集積しています。上土狩、中土狩、下土狩地区の在来集落を母体に市街化が進行し、地域の大半は住宅地となっています。また、下土狩駅前には近隣商業地域を形成しており、都市計画道路池田柵線及び都市計画道路高田上土狩線の沿線は商業施設・店舗・医療機関等を中心に開発が進んでいます。

### ③南小学校圏域

南部地域の南小学校圏域は主に住宅系の市街地であり、マンション等集合住宅の建設が進み、新興住宅地として発展しています。地域の西端を南下している黄瀬川の左岸一帯や三島駅西側一帯は、中小工場と住宅地が混在し、大規模工場も立地しています。また、南部地区センター、竹原グラウンド等の公共施設が整備されており、近年では、都市計画道路沼津三島線及び都市計画道路高田上土狩線の整備も進められています。

図：町内の介護関係施設



表：日常生活圏域ごとの介護関係施設

		①北小学校 圏域	②長泉小学校 圏域	③南小学校 圏域	町全体
●	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1	0	1	2
○	介護老人保健施設	0	0	1	1
■	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	1	2	0	3
●	特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	2	0	0	2
●	地域包括支援センター*	1	1	1	3

### 3 将来推計

#### (1) 高齢者人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所による将来の推計人口を基に、本町の人口増減や出生率の現状等を考慮して、将来の人口を推計すると、下表のとおりになります。

総人口は微増傾向となっています。年齢層によって増減傾向が異なっており、40歳未満の人口が減少していく中、40～64歳人口及び65歳以上の高齢者人口は増加していくことが見込まれます。

本計画期間の最終年度である令和5年度では、65歳以上の高齢者人口が9,748人、うち75歳以上の後期高齢者は5,531人となっており、高齢化率は22.3%まで上昇することが見込まれます。

単位：人	第7期【実績】			第8期【推計】			将来	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総人口	43,527	43,570	43,600	43,651	43,702	43,753	43,854	44,033
40歳未満人口	19,641	19,323	19,185	19,093	18,990	18,878	18,731	18,669
40～64歳人口	14,435	14,721	14,823	14,923	15,025	15,127	15,325	13,196
高齢者人口	9,451	9,526	9,592	9,635	9,687	9,748	9,798	12,168
前期高齢者 65～74歳	4,610	4,496	4,494	4,400	4,308	4,217	4,016	5,915
後期高齢者 75歳以上	4,841	5,030	5,098	5,235	5,379	5,531	5,782	6,253
高齢化率 (%)	21.7	21.9	22.0	22.1	22.2	22.3	22.3	27.6



(2) 要支援・要介護認定者の推計

平成30年度と令和元年度の年齢層別・介護度別の認定率の変化率を用いて本町の要支援・要介護認定者数を推計すると、下表のとおりになります。

要支援・要介護認定者数は、増加傾向となっており、本計画期間の最終年度である令和5年度では、要支援・要介護認定者が●●人、認定率は●●%と見込まれ、今後3か年で●●人増加することが推測されています。

単位:人 カッコ内は第2号	第7期【実績】			第8期【推計】			将来	
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
要介護(要支援) 認定者数	1,456 (35)	1,457 (32)						
要支援1	158 (3)	164 (1)						
要支援2	224 (8)	243 (9)						
要介護1	325 (2)	312 (1)						
要介護2	238 (6)	242 (5)						
要介護3	198 (7)	196 (7)						
要介護4	192 (3)	184 (3)						
要介護5	121 (6)	116 (6)						
認定率 (%)	15.0	15.0						

推 計 中

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

令和3年度を計画初年度とする第5次長泉町総合計画では、いきいきと健康で、住み慣れた地域で暮らし続けるために、住民の自主性や主体性を尊重するとともに、地域で支え合う体制を構築し、誰もが健康長寿で自分らしい人生を送ることができるまちづくりを目指し、健康福祉分野の目標を「いきいきとした暮らしを支える 優しいながいずみ」としています。

本計画は、「長泉町総合計画」を最上位計画と位置づけ、その他の健康福祉分野の計画や関連分野の計画と整合を図りながら連携して推進していく必要があることから次計画の基本理念を「いきいきとした暮らしを支える 優しいながいずみ」とします。

#### ●●基本理念●●

### いきいきとした暮らしを支える 優しいながいずみ

一人ひとりが健康の大切さを実感し、健康・長寿社会を構築していくため、高齢者の状態に応じた心身機能の維持・向上により、生活の質を向上させるとともに、様々な世代・地域が丸となって健康づくりに取り組み、社会環境の構築の質の向上を目指します。

施策の展開にあたっては、高齢者や介護が必要な人においても、住み慣れた家庭や地域で安心した自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、長泉町らしい地域包括ケアシステムを推進します。

また、地域における支え合いの充実と、保健、医療、福祉等の有機的な連携強化による地域共生社会の実現を目指します。

### 2 基本目標

本計画の基本理念である“いきいきとした暮らしを支える 優しいながいずみ”を実現するため、以下の3つを基本目標とし、各種施策・事業に取り組みます。

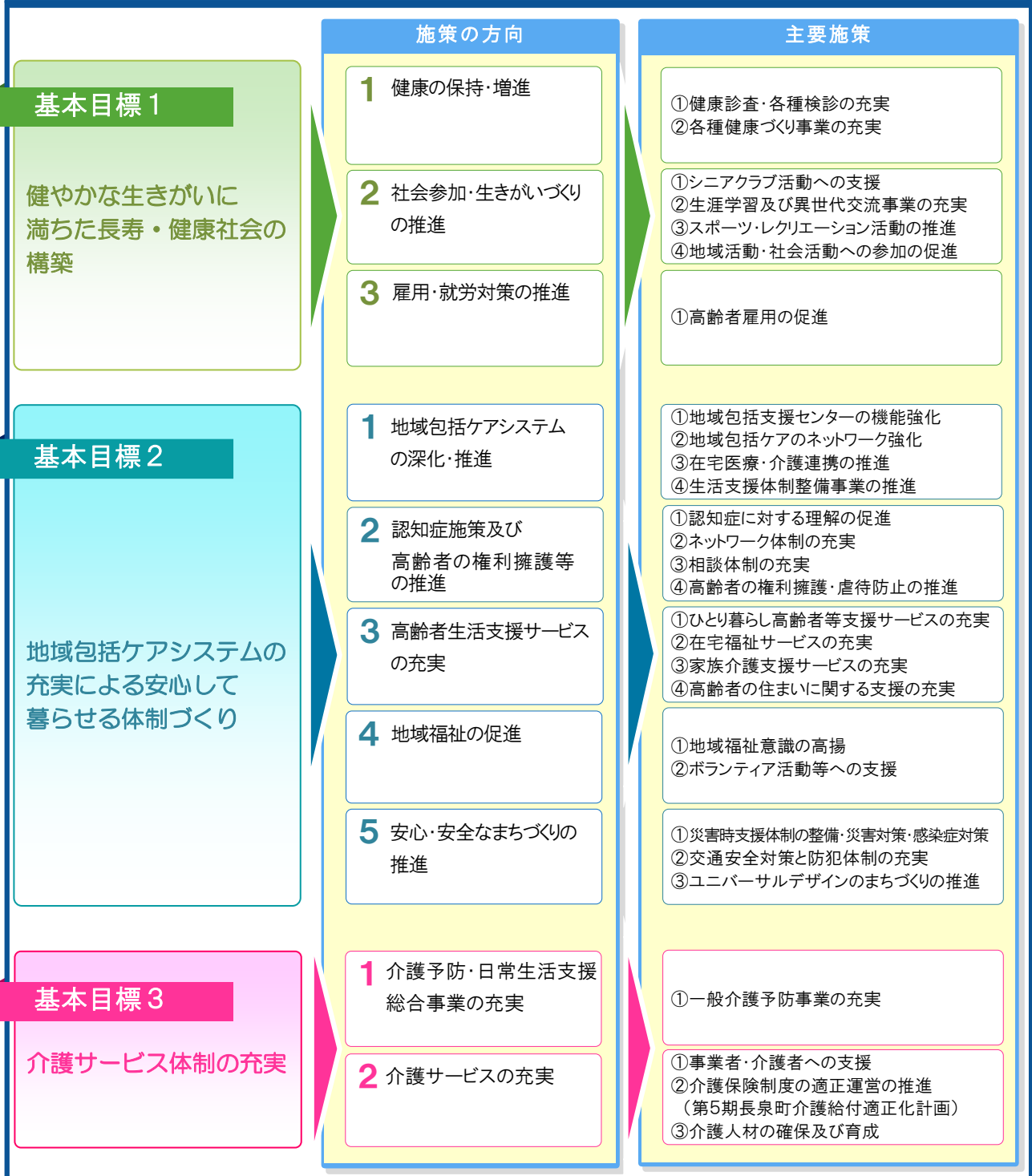
**基本目標 1 健やかな生きがいに満ちた長寿・健康社会の構築**

**基本目標 2 地域包括ケアシステムの充実による安心して暮らせる体制づくり**

**基本目標 3 介護サービス体制の充実**

### 3 施策の体系

## いきいきとした暮らしを支える 優しいながいずみ



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 健やかな生きがいに満ちた長寿・健康社会の構築

#### 1 健康の保持・増進

高齢者一人ひとりが、日頃から健康管理について意識し、健康づくりに取り組めるような支援が求められています。健康の保持・増進のために、健康診断やがん検診を通じ、定期的に健康状態の確認をし、疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに、健康教育や健康相談を、町民のニーズに合わせて、健康推進員とも協力しながら実施していきます。

#### ①健康診査・各種健診の充実

##### 主な取り組み事業

#### 1 特定健診・特定保健指導\*

担当課：福祉保険課、健康増進課

国民健康保険加入者に対しては、特定健康診査\*・特定保健指導を町で実施しており、それぞれ長泉町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画に定めた目標の受診率や実施率を達するように受診勧奨等を行うことにより、被保険者の健康維持、増進を図ります。

#### 2 健診診査

担当課：福祉保険課、健康増進課

後期高齢者の健康診査は、静岡県後期高齢者医療広域連合の委託を受けた町が実施し、引き続き受診率の向上に努めることにより、被保険者の健康維持、増進を図ります。

#### 3 がん検診

担当課：健康増進課

各種がん検診の必要性や内容に関する啓発を継続し、医療機関等の協力を得ながら、集団検診と個別検診を組み合わせ、個人負担金の無料化をPRするなど、受診しやすい環境づくりを図り、受診率の向上に努めます。また、経年的にがん検診未受診の方に向けた受診勧奨を行い、要精密検査者への受診勧奨を徹底していきます。さらに、休日に公共機関等で受診できる集団検診を続けるなど、利便性の向上を図ります。

#### 4 歯科教室

担当課：健康増進課

継続して、歯周病予防のため、各地区での歯科教室の開催や8020推進員による普及活動を成人だけでなく、子どもにも実施し、80歳で20本以上歯を保つことの大切さを広めていきます。

#### 5 歯周疾患検診

担当課：健康増進課

80歳で20本以上歯を保つことができるよう、近隣市町との連携や受診期間の延長など、歯科検診の受診しやすい環境整備を継続します。

## 管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>特定健診・特定保健指導</b>			
特定健診受診率(%)	47.8	43.0	50.0
特定保健指導実施率(%)	30.0	30.0	45.0
<b>がん検診</b>			
がん検診精密検査受診率(%)	83.0	83.0	89.0

## ②各種健康づくり事業の充実

## 主な取り組み事業

## 6 高齢者予防接種

担当課：健康増進課

肺炎球菌予防接種及びインフルエンザ予防接種を実施し、定期予防接種対象者には個別通知、接種勧奨を行い、感染症の予防を目指します。

## 7 健康推進員・スポーツ推進委員事業・食育推進ボランティア・8020推進員会

担当課：健康増進課

地域の健康づくりを支援していくリーダーとして、各自治会から選出された健康推進員(1号健康推進員)、健康推進コーディネーター(2号健康推進員)、スポーツ推進委員、ラジオ体操指導者、食育推進ボランティア、8020推進員などを養成・支援していきます。

## 8 地域栄養教室

担当課：健康増進課

生活習慣病\*予防・介護予防として、「地域栄養教室」や「男性のための料理教室」などの健康教育を実施することで食育の推進に努めます。内容も参加者の年齢を考慮したものにしていきます。

## 9 健康教育

担当課：健康増進課

地区の代表である健康推進員と地区担当保健師\*が話し合い、依頼のあった地区の意向や健康課題に沿った出前講座や依頼健康相談を実施し、生活習慣病予防や介護予防健康教育による健康知識の普及に努めます。

## 10 地域元気づく教室

担当課：健康増進課

健康づくり、仲間づくり、生きがいのため、「地域元気づく教室」や、きっかけづくりのため「おためし1年コース」、自主活動を支援するための「地域元気づくり研修、自主活動フォローアップ」なども実施し、地区担当の保健師、管理栄養士等と連携しています。運動習慣習得推進事業など、各種の運動する機会を提供し、有資格者(保健師、栄養士など)と協力して健康づくりを推進していきます。

管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>高齢者予防接種</b>			
肺炎球菌予防接種率(%)	30.0	30.0	32.0
インフルエンザ予防接種率(%)	56.9	65.0	59.0
<b>地域元氣わくわく教室</b>			
地域元氣づくり研修自主活動フォローアップ 単年度延べ参加人数(人)	191	48	200

## 2 社会参加・生きがいの推進

いくつになっても地域で活躍できる居場所があることが、生きがいのある豊かな生活を送ることにつながります。また、地域における多様な人との交流の機会の提供も重要となっています。高齢者が地域で自らの居場所を持つとともに、高齢者自身が支援の担い手として活躍できるよう、高齢者に対する啓発の実施とともに、環境の整備に努めます。

### ①シニアクラブ活動への支援

#### 主な取り組み事業

#### 1 シニアクラブ助成事業補助金

担当課：長寿介護課

シニアクラブ長泉及び各地区のシニアクラブへ補助金を交付するとともに、活動に役立つ情報を提供します。また、補助金の内容については、シニアクラブ活動の活性化に資する内容とするため、必要に応じてシニアクラブと協議して見直しを行い、適正化を図ります。

#### 2 シニアクラブ活動への支援

担当課：長寿介護課

シニアクラブと連携して町の出前講座(認知症サポーター講座等)を行うなど、シニアクラブの活動を支援していきます。未実施のシニアクラブへは継続的に働きかけを行います。説明や資料を工夫するなど、高齢者にも分かりやすい内容で行っていきます。

#### 3 シニアクラブ 友愛活動

担当課：長寿介護課(社会福祉協議会\*)

虚弱や寝たきり等の会員宅を定期的に訪問し、心の支えとなるような友愛活動や社会奉仕活動を推進していきます。また、地域福祉の担い手としての意識をさらに向上させるとともに、地域の民生委員・児童委員\*と連携し、より厚い友愛活動を推進していきます。

## 4 シニアクラブアンケート調査

担当課：長寿介護課(社会福祉協議会)

定期的にアンケート調査を実施し、要望された事業の立上げを支援します。また、引き続き、シニア世代の要望やニーズに即する魅力あるシニアクラブ活動の推進が図られるよう支援していきます。

## 管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>シニアクラブ活動への支援</b>			
シニアクラブ(数)	24	25	28
シニアクラブ会員数(人)	1,137	1,166	1,260

## ②生涯学習及び異世代交流事業の充実

## 主な取り組み事業

## 5 地域づくり活動事業費補助金

担当課：生涯学習課

子どもから高齢者まで、居場所を求めている地区住民が多く存在することから、地域の公民館等を活用し、より身近なところで生涯学習の場の提供に努め、参加の機会拡大を図ります。また、地域づくり活動連絡協議会を通じ、自治会の文化祭等地区行事に対して、積極的に推進できるよう、補助金交付を実施します。

## 6 くすのき学級事業

担当課：生涯学習課

通年で複数回開催する「くすのき学級教養講座」は、高齢者の教養を高めるために実施しており、毎年多くの住民が参加しています。団塊の世代が高齢者の仲間入りをする中で、ライフステージ\*や参加者のニーズに応じた体系的な学習プログラムの企画に努めるなど、バラエティに富んだ内容となるよう、運営委員会を組織し、企画していきます。

## 7 町民文化祭事業・ながいずみ美術展事業・長泉ピアノマラソン事業

担当課：生涯学習課

長泉町民文化祭、ながいずみ美術展等、多種多様な事業を開催し、優れた芸術、文化等にふれ、いきいきと生活できるよう、創作、発表及びその鑑賞の機会を提供していきます。

## 8 地域学校協働本部事業

担当課：生涯学習課

地域学校協働本部の活動が各校で活発に行われており、学校の要望に応じて各種のボランティア活動が行われています。今後も、学校教育との連携により、より多くの学校で高齢者の経験や知識を活かした事業を実施することで、異世代交流の充実を図るとともに、学校と地域の協働を推進します。

9 人材リスト事業

担当課：生涯学習課

多様化する学習活動に対応するため、豊かな知識、技術、生活の知恵を持った高齢者の協力により、指導者の育成・確保に努めます。また、知識や経験が豊富な人材の「生涯学習人材リスト」への登録を推奨していきます。

管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>くすのき学級事業</b>			
教養講座、クラブ活動への参加者数(人)	780	670	820



## ③スポーツ・レクリエーション活動の推進

## 主な取り組み事業

## 10 スポーツ推進委員事業

担当課：健康増進課

スポーツ推進委員が実施しているスポーツ宅配便で公民館などに出向き、レクリエーションや軽スポーツなどの誰でも簡単にできる運動を実施しています。今後も誰もが取り組みやすい運動に関する情報提供に努め、健康増進を図ります。

## 11 長泉町レクスポ大会

担当課：健康増進課

スポーツ推進委員が毎年レクリエーションスポーツを通じて健康増進を図り、人間関係を築くことを目的とした長泉町レクスポ大会を実施しています。多様なニーズに応えられるよう、ニュースポーツや世代間の交流ができるスポーツの導入・普及に努めます。

## 12 健康マイレージ事業

担当課：健康増進課

健康公園(ウェルピアながいずみ・長泉中央グラウンド等)を来場利用できない町民も含めた町民全体の健康づくりを支援するため、日常生活の中でも健康づくりに取り組めるように健康マイレージ事業を行っています。

## 13 総合型地域スポーツクラブ

担当課：健康増進課

子どもから高齢者までの幅広い年齢層が定期的・継続的にスポーツを楽しむことができる地域住民主体のスポーツ組織「ながいずみ健康わくわくクラブ(総合型地域スポーツクラブ)」について、今後の教室開催のあり方、開催場所、参加費等について事務局であるNPO法人長泉町スポーツ協会と検討を行っていきます。

## 14 地域元気づくり研修

担当課 健康増進課

地域での健康づくりの運動指導に従事する人向けの「地域元気づくり研修」を実施し、今後もスポーツ活動を推進するため、総合的な知識を備えた指導者の育成・確保に努めます。

## 管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>スポーツ推進委員事業</b>			
スポーツ宅配便参加人数(人)	2,747	0	3,100

#### ④地域活動・社会活動への参加促進

##### 主な取り組み事業

##### 15 ボランティア活動への参加啓発

担当課：福祉保険課(社会福祉協議会)

ボランティア養成講座を開催し、ボランティア活動や地域活動への参加に繋げていきます。また、講座を通じて、男性の地域活動、ボランティア活動への参加に繋げていきます。

##### 16 高齢者生きがい対策事業

担当課：長寿介護課

高齢者生きがい対策事業費補助金を活用して、生きがいづくりや閉じこもり防止などのため、地域における高齢者の居場所づくり活動を支援します。また、補助金の周知・活用を図っていきます。

##### 管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>高齢者生きがい対策事業</b>			
補助金交付地区数(区)	3	2	11

### 3 雇用・就労対策の推進

高齢者の知識・経験を活かした社会参加を進める観点からも、就労から社会参加のきっかけの仕組みづくりが必要です。県が運用する「シニア等人材バンク」の活用やシルバー人材センター\*、町商工会などとも連携して、高齢者の多様な就労への支援策を検討していきます。

#### ① 高齢者雇用の促進

##### 主な取り組み事業

##### 1 商工振興推進事業

担当課：産業振興課

合同就職面接会を定期的に行うとともに、県の「しずおか就職 net シニア等人材バンク」の活用やシルバー人材センターと連携して、高齢者の多様な就労への支援策を検討していきます。

##### 2 起業支援事業

担当課：産業振興課

定年延長や継続雇用を促進させるため、町商工会やハローワーク等と連携して啓発に取り組みながら高齢者雇用支援策を検討するとともに、起業をはじめとする多様な就労形態の確立を支援します。

##### 管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>商工振興推進事業</b>			
合同就職面接会 回数(回)	1	1	1
人数(人)	一般:44 シニア:14	一般:40 シニア:10	一般:30 シニア: 5

## 基本目標2 地域包括ケアシステムの充実による安心して暮らせる体制づくり

### 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

ボランティア、NPO、民間企業、保健医療機関、行政等による緊密な連携体制を構築し、高齢者の様々な不安を取り除きながら、高齢者自身も、“支えられる側”であると同時に“支える側”として、互いに支えあっていきいきと暮らせる地域づくりを進めていくことが求められています。地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議\*による地域課題の共有と解決の検討、医療と介護連携の推進、生活支援体制整備事業\*などにより地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

#### ①地域包括支援センターの機能強化

##### 主な取り組み事業

#### 1 地域包括支援センターの運営、機能強化

担当課：長寿介護課

きめ細やかな高齢者支援の実現のため、身近な高齢者の相談窓口として、個別の対応はもちろん、各圏域の地域包括支援センターがお互いに連携し、地域ニーズに即した高齢者支援につなげることができるよう取り組んでいきます。

#### 2 長泉町地域包括支援センター運営協議会

担当課：長寿介護課

地域包括支援センターに対して運営指針を示すとともに、地域包括支援センターの評価を行い、地域包括支援センター運営協議会に諮ることで地域包括支援センターが公正に運営されるようにするとともに、その質の確保に努めます。

#### 3 長泉町地域包括支援センター連絡会議

担当課：長寿介護課

長寿介護課と地域包括支援センターの連絡会議を定期的に行い、情報共有と連携を図ります。

#### 4 地域ケア個別会議

担当課：長寿介護課

地域包括支援センターは、地域ケア個別会議を開催し、必要に応じて多職種と連携しながら、個別事例の検討を行い、個別課題の解決・ネットワークの構築・地域課題の把握を行います。

#### 5 地域包括支援センター職員の資質向上

担当課：長寿介護課

各圏域の地域包括支援センターが同じ研修に参加することで、新たな情報・知識・技術の習得・共有することができるため、今後も直営・委託の職員ともに質の向上を目指します。

## 管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>長泉町地域包括支援センター運営協議会</b>			
開催回数(回)	3	3	3

## ②地域包括ケアのネットワーク強化

## 主な取り組み事業

## 6 地域包括ケアのネットワーク強化

担当課：長寿介護課

町は地域における団体との連携・強化を図るよう努め、さらに地域における各団体同士が連携を図れるよう、各団体を所管する課同士が連携するよう努めるなど、ネットワークの強化に取り組んでいきます。

## 7 高齢者のための保健・福祉・介護予防の一体化事業

担当課：福祉保険課、長寿介護課、健康増進課

「高齢者のための保健・福祉・介護予防の一体化事業」をはじめとし、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、福祉、健康増進、住まい等、庁内の関係課との情報共有・課題解決に向けた連携をより一層強化し、地域包括ケアシステムの全庁的な推進を目指します。

## 8 地域ケア会議(地域ケア推進会議)

担当課：長寿介護課

認知症を考える地域会議、地域ケア推進会議及び生活支援体制整備事業における協議体では、各地域から出された課題について、今後も継続して課題解決に向け協議していきます。

## 管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>地域ケア会議(地域ケア推進会議)</b>			
認知症を考える地域会議開催回数(回)	2	2	2
地域ケア推進会議開催回数(回)	1	1	1
生活支援体制整備事業第1層協議体*開催回数(回)	3	3	3

### ③在宅医療・介護連携の推進

#### 主な取り組み事業

#### 9 在宅医療・介護連携推進事業

担当課：長寿介護課

住民が安心して在宅療養ができるよう住民に対する在宅医療の周知と理解を図るとともに、医療機関が在宅療養者に十分対応できる体制を整えるため、多職種が参加する在宅医療・介護連携推進会議を開催し、医療と介護の連携の課題について対応策を検討します。

#### 管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>在宅医療・介護連携推進事業</b>			
出前講座(在宅療養及び看取りに関する講座)(回)	-	0	3

### ④生活支援体制整備事業の推進

#### 主な取り組み事業

#### 10 生活支援体制整備事業

担当課：長寿介護課

高齢者支援に必要なサービス等について検討協議を行うとともに、第1層協議体及び第2層協議体\*が情報共有や連携強化を図る場とします。生活支援体制整備事業における第2層協議体において抽出された地域課題及び課題解決の提案に対し、第1層協議体が審議・承認する形式に移行していく等、取り組み方の変更を検討していきます。

#### 管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>生活支援体制整備事業</b>			
第1層協議体の設置(数)	1	1	1
第1層協議体の生活支援コーディネーター設置(人)	1	1	1
第2層協議体の設置(数)	3	3	3
第2層協議体の生活支援コーディネーター設置(人)	3	3	3
住民への意識啓発(勉強会、講演会等の開催)(回)	5	3	5

## 2 認知症施策及び高齢者の権利擁護等の推進

国の認知症施策推進大綱では、「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指して施策を推進することとしています。本町では、認知症に対する理解の促進、認知症の人を支援するネットワーク体制の充実に引き続き取り組んでいきます。また、多職種連携による支援により、認知症の人の早期発見・早期支援につなげていきます。

高齢者の権利擁護についても、地域包括支援センターを中心に関係機関と連携し取り組んでいきます。

### ①認知症に対する理解の促進

#### 主な取り組み事業

#### 1 認知症サポーター養成講座

担当課：長寿介護課

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する「認知症サポーター」の養成講座を、キャラバン・メイトと協力しながら地域や企業、小学校等において実施し、幅広い世代に認知症に対する理解を広げていきます。

#### 2 認知症サポーターステップアップ講座(チームオレンジ養成講座)

担当課：長寿介護課

認知症サポーター養成講座修了者が、さらに学びを深め、地域で活躍できる人材となるよう、ステップアップ講座を実施し、チームオレンジを育成します。

#### 管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>認知症サポーター養成講座</b>			
総サポーター数(人)	3,822	3,950	4,800

## ②ネットワーク体制の充実

### 主な取り組み事業

#### 3 認知症を考える地域会議

担当課：長寿介護課

認知症サポート医\*等の認知症に関する有識者、地域包括支援センター職員、介護支援専門員(ケアマネジャー)\*、長泉町社会福祉協議会職員、長寿介護課職員で構成する「認知症を考える地域会議」を開催し、認知症予防や適切なケア等の支援に関する課題解決について検討協議します。

#### 4 高齢者等見守りネットワーク事業

担当課：長寿介護課

見守り体制の充実のため、高齢者等見守りネットワークへの協力を民間事業者呼びかけ、協力事業者との連携強化を図ります。また、民生委員・児童委員やシニアクラブ等と連携しながら、支援が必要な高齢者の現状を把握し、地域における見守りを支援します。

### 管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>長泉町高齢者等見守りネットワーク事業</b>			
協力事業者数(数)	16	17	20

## ③相談体制の充実

### 主な取り組み事業

#### 5 家族介護教室

担当課：長寿介護課

介護者家族を対象に、介護に関する知識及び技術の修得を目的とした講座を実施します。また、認知症の人の家族に対し、認知症の正しい知識や介護技術の紹介、話し合いの場を提供するなど、関係機関と協働して支援します。

#### 6 認知症初期集中支援チーム\*

担当課：長寿介護課

医師及び医療・介護の専門職からなる認知症初期集中支援チームを配置し、認知症が疑われる人や認知症の人に集中的な訪問支援を行い、早期に適切な医療・介護サービス利用につなげます。



## 7 認知症カフェ\*

担当課：長寿介護課

長寿介護課に配置する「認知症地域支援推進員\*」を中心に、認知症の人やその家族が気軽に相談できる居場所として認知症カフェの開催の検討を進め、認知症の人が暮らしやすい地域づくりを推進します。

## 管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>家族介護教室</b>			
参加延べ人数(人)	18	15	15

## ④高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

## 主な取り組み事業

## 8 成年後見制度\*活用講座

担当課：長寿介護課

判断能力に不安のある高齢者の権利や財産を守るため、成年後見制度及び日常生活自立支援事業\*等の普及・利用促進を目指し、住民向けに講座を開催します。

## 9 成年後見制度利用支援事業

担当課：長寿介護課

地域包括支援センターによる高齢者の成年後見制度の利用支援を行い、また必要な場合には町の成年後見制度利用支援事業による町長申立てや後見人等の報酬助成を行います。

## 管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>成年後見制度利用支援事業</b>			
町長申立て(件)	2	5	2
報酬助成(件)	1	1	5

### 3 高齢者生活支援サービスの充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、要支援・要介護認定の有無に関わらず支援を必要とする高齢者が増加する傾向は続いており、一方で、高齢者のニーズは多様化していることから、今後も変化する高齢者のニーズを正しく把握し、その在宅生活を支えるサービスの充実に努めていきます。また、高齢者を介護する家族の精神的・経済的負担の軽減を図るための事業についても充実させていきます。

#### ①ひとり暮らし高齢者等支援サービスの充実

##### 主な取り組み事業

##### 1 ひとり暮らし高齢者等見守り事業

担当課：長寿介護課

在宅で生活する75歳以上のひとり暮らし高齢者に対し、週3回乳酸菌飲料を配達し、声かけ・安否確認を行います。

##### 2 医療情報キットの配布

担当課：長寿介護課

ひとり暮らし高齢者などが自宅で様態が急変した際、第三者が緊急連絡先へ通報するなどの対応がより迅速にできるよう「医療情報キット(自宅保管用)」を配布します。

##### 管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>ひとり暮らし高齢者等見守り事業</b>			
利用者数(人)	183	190	210

## ②在宅福祉サービスの充実

## 主な取り組み事業

## 3 はり、灸、マッサージ治療費助成事業

担当課：長寿介護課

70 歳以上の高齢者に対し、健康保持のため、鍼灸マッサージ治療費を助成します。

## 4 配食サービス事業

担当課：長寿介護課

在宅で生活する 65 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯で調理の困難な高齢者を定期的に訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行います。

## 5 軽度生活援助事業

担当課：長寿介護課

在宅で生活する 65 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の自立した生活を継続するため、日常生活上の援助を行います。

## 6 運転免許証自主返納等支援事業

担当課：長寿介護課

運転経歴証明書を取得した 65 歳以上の高齢者に対し、運転経歴証明書交付手数料の助成とタクシー・バス共通の利用券 10,000 円分を交付します。

## 7 高齢者タクシー・バス利用助成事業

担当課：長寿介護課

75 歳以上の在宅の高齢者に対し、外出を支援することによる閉じこもりと心身機能の低下の予防を図るため、タクシー・バス共通の利用券 1 人につき 5,000 円分を交付します。

## 8 緊急時の支援

担当課：福祉保険課(社会福祉協議会)

緊急時にボタン一つで消防通報できる緊急通報システムとして福祉電話を設置します。また、インターネットを利用する高齢者も増えていることから、利用条件の見直しや取組みを検討します。

## 9 高齢者の生活支援

担当課：長寿介護課

高齢者の自立した生活の支援のため、適切なサービス実施に努めます。また、広報やチラシだけの周知ではなく、民生委員・児童委員やシニアクラブ等を活用するとともに制度説明会等でもサービスの周知を行っていきます。さらに、サービスの利用状況を検証し必要に応じて内容の見直しを行っていきます。

## 10 デマンド交通運行事業

担当課：企画財政課

身体的な理由でバス停まで歩けないなど、移動が困難な高齢者等が移動できる公共交通サービスとしてドアツードア型のデマンド型交通\*の普及を進めます。

管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>配食サービス事業</b>			
利用者数(人)	106	100	130
<b>高齢者タクシー・バス利用助成事業</b>			
利用者数(人)	2,933	3,200	4,100

③家族介護支援サービスの充実

主な取り組み事業

11 介護者交流事業(介護者リフレッシュ事業)

担当課：長寿介護課

自宅で介護をしている家族を対象に、その慰労及び介護者同士の交流を目的として実施します。

12 要介護高齢者等介護者支援金支給事業

担当課：長寿介護課

在宅の要介護認定3、4、5の高齢者等と同居する介護者に対して支援金を支給します。

13 家族介護用品支給事業

担当課：長寿介護課

在宅の要介護1以上の認定がある方を介護している家族に、紙おむつなどの介護用消耗品を支給します。

14 徘徊高齢者探索サービス事業

担当課：長寿介護課

徘徊性のある65歳以上の在宅の高齢者及びその介護者に、GPS発信機の貸出と基本料金等を助成します。

15 徘徊高齢者等見守り事業

担当課：長寿介護課

徘徊行動が見られる高齢者に対し、衣服や持ち物に貼ることでき、読み取ると介護者にメールが送信されるQRコードが印字された見守りシールを配布します。

管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>家族介護用品支給事業</b>			
支給決定者数(人)	263	280	310

## ④高齢者の住まいに関する支援の充実

## 主な取り組み事業

## 16 高齢者居住安定確保事業

担当課： 建設計画課

計画した目標に対しての施策を展開し、高齢者向けの住宅の供給を進めていきます。

## 17 住宅改修支援事業

担当課： 長寿介護課

居宅介護支援等の提供を受けていない要支援・要介護認定者に対して、手すりの設置や段差解消等の住宅改修の支給申請に必要な理由書を作成した居宅介護支援事業者等に支援を行います。

## ◎ 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数

	現状（令和2年度）	
	届出物件数（件）	定員数（人）
有料老人ホーム	2	78
サービス付き高齢者向け住宅	4	129

## 管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>住宅改修支援事業</b>			
理由書の作成経費に対する助成件数(件)	1	1	2

## 4 地域福祉の促進

「自助」「互助」「共助」の視点を住民一人ひとりが持ち、地域全体が地域の課題に気づき解決のため社会へ参画する『地域共生社会』の実現のためには、地域をともに創っていく体制づくりを図っていく必要があります。

地域共生社会の実現に向け、住民や関係機関の積極的な参画を促すとともに、ボランティア活動等への支援を行い、地域が互いに支え合える社会を目指します。

### ①地域福祉意識の高揚

#### 主な取り組み事業

##### 1 小地域福祉活動推進事業

担当課：福祉保険課(社会福祉協議会)

小地域福祉活動事業において、仲間づくりや居場所づくりの機会の増加を目指します。認知症の人、寝たきりの高齢者やその家族など、高齢者に対する偏見や差別意識のない住民参加の地域福祉を進めるための啓発活動を実施します。

##### 2 敬老事業

担当課：長寿介護課

長年、社会に尽力してきた高齢者に対する理解や敬愛の意により住民意識の向上を図るため、敬老事業を実施します。また、今後、対象者の増加が予想されるため、それに合わせた規模での実施を検討していきます。

#### 管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>小地域福祉活動推進事業</b>			
小地域福祉活動事業取組区数(区)	31	23	31

### ②ボランティア活動等への支援

#### 主な取り組み事業

##### 3 ボランティア活動の支援

担当課：福祉保険課(社会福祉協議会)

ボランティア活動を円滑に進めるため、活動の拠点となる福祉会館会議室などを貸し出します。また、ボランティア活動中の怪我などに対応する保険の相談に応じ、全社協のボランティア保険へ加入事務の手続きを行います。

## 4 ボランティアの育成

担当課：福祉保険課(社会福祉協議会)

ボランティア活動者、地域活動者を増やすため養成講座を開催します。また、ボランティアを始めるにあたっての相談や活動上の相談に応じボランティアの育成をします。

## 管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>ボランティア活動の支援</b>			
ボランティア活動保険加入報告手続き対応(件)	21	15	20

## 5 安心・安全なまちづくりの推進

高齢者が安心・安全に暮らすために、日常生活における交通事故の抑制や犯罪被害の予防などにも力を入れるほか、安心して外出できるよう都市環境の整備を進めます。

また、近年の災害発生や感染症の流行を踏まえ、日頃から介護事業所等と連携し、災害に対する避難計画や感染症予防・発生時対応マニュアル等の整備の促進を図ります。

### ①災害時支援体制の整備・災害対策・感染症対策

#### 主な取り組み事業

#### 1 避難行動要支援者\*台帳

担当課：福祉保険課

避難行動要支援者台帳を毎年更新し、必要な要支援者の個別計画を作成します。また、既に作成されている個別計画に対し、変更がある都度、関係者で情報を共有できる体制を構築します。

#### 2 災害時の地域での支援体制

担当課：福祉保険課、地域防災課

自治会、自主防災会、民生委員・児童委員との相互の意見交換会を実施しながら、三者の役割を明確にし、災害時の地域での支援体制の整備を図ります。

#### 3 避難確保計画\*の作成

担当課：地域防災課

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設(介護事業所)に対し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施を指導します。

#### 4 感染症対策

担当課：長寿介護課

介護事業所に対する適切な感染症対策の実施状況を把握し、必要な指導を行います。

#### 管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>避難行動要支援者台帳</b>			
避難行動要支援者台帳の登録者数(人)	280	332	383
<b>避難確保計画の作成</b>			
避難確保計画の作成対象となる事業者の計画作成割合(%)	—	60	100



## ②交通安全対策と防犯体制の充実

## 主な取り組み事業

## 5 交通安全教室 高齢者交通安全訪問

担当課：地域防災課

交通安全教室や高齢者宅訪問で、町内の事故傾向や高齢者の事故の傾向に沿った内容の啓発を行っており、今後も、高齢ドライバー、歩行者両方を対象とした啓発を継続して実施します。

## 6 交通安全施設整備事業

担当課：地域防災課

各自治会からの要望書を元に、地域の実情を反映した優先度の高い整備（歩道、グリーンベルト、路面表示、カーブミラー等の交通安全施設）について、緊急性・公平性を考慮して順次実施していきます。

## 7 消費啓発出前講座

担当課：くらし環境課

高齢者が悪質な訪問販売や詐欺等に遭わないよう、消費生活セミナーの開催をすることで、啓発を進めます。トラブルの多様化・巧妙化に対応可能な消費者教育を進めます。

## 8 防犯パトロール・啓発事業

担当課：地域防災課

警察署・地域安全推進員・地区安全会議、その他の地域ボランティア等との連携を強化し、地域全体の犯罪の被害防止に向けて、振り込め詐欺防止の啓発やパトロールなど犯罪の発生抑制に力を入れた活動や防犯に関する情報の提供・共有を行います。

## 管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>交通安全教室 高齢者交通安全訪問</b>			
交通安全教室の開催回数(回)	120	126	120
高齢者交通安全訪問件数(件)	208	0	200
交通安全啓発活動の開催回数(回)	13	3	10

### ③ユニバーサルデザイン\*のまちづくりの推進

#### 主な取り組み事業

#### 9 公園施設改修事業

担当課： 工事管理課

新設の公園・広場にはユニバーサルデザイン対応のトイレを設置し、既存の物は老朽化に伴う改修により対応を進めます。また、トイレの位置や導線も考慮した整備を進めていきます。

#### 10 歩行者空間整備事業

担当課： 工事管理課

新設道路については、最新の基準に沿った歩道整備を行い、既存の歩道改修については、優先順位を付けて整備を進めます。

#### 11 生活空間満足度向上事業

担当課： 工事管理課

生活道路の側溝蓋改修などにより、安全で快適な歩行者ネットワークの形成を図ります。

#### 管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>歩行者空間整備事業</b>			
波打ち歩道改修延長(m) ※令和元年度を初年度とした累計	290	690	1,105

## 基本目標3 介護サービス体制の充実

### 1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

本町は、介護予防訪問介護・介護予防通所介護に相当するサービスの他、条件を緩和した、身体介護を必要としない方向けの通所サービスを実施しています。今後利用状況を見ながら地域の実情に合わせ、生活支援体制整備事業と連携しながら新規サービスの導入についても研究を行っていく必要があります。

また、町施設で介護予防教室・講演会を展開する一方、高齢者の社会参加も介護予防の一環ととらえ、地域において住民が運営する通いの場を支援し、高齢者自らが主体的に参加する介護予防活動の推進に力を入れていきます。

#### ①一般介護予防事業の充実

##### 主な取り組み事業

#### 1 一般介護予防事業の啓発

担当課：長寿介護課

高齢者の健康維持を図り、要介護者数の伸びを抑えるため、認知症予防や口腔機能\*向上等に関する正しい知識の習得を目的とした介護予防教室を実施します。

#### 2 一般介護予防事業の実施

担当課：長寿介護課

地区公民館等の施設を拠点として、地域包括支援センターと自治会、民生児童委員及び地区シニアクラブと密接に連携し、地域住民による高齢者の居場所づくりや介護予防教室等(ちよいトレ！ 楽らくクラブ・ひらめき脳広場等)の自主的な活動を支援し、住民主体の介護予防を推進します。

#### 3 地域リハビリテーション活動支援事業の実施

担当課：長寿介護課

通いの場等の住民主体の介護予防に関する取組みについて、リハビリテーション専門職等が関与し相談支援を実施します。

##### 管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>一般介護予防事業の実施</b>			
住民主体の介護予防教室等(箇所)	16	16	20

## 2 介護サービスの充実

利用者のニーズに応じた適切な介護サービスを提供する体制を整備し、介護保険制度を持続可能で利用しやすいものにしていく必要があります。今後の介護需要の増加に対応し、質の高いサービスを安定的に供給するため、介護事業所・介護者への支援や、介護人材の確保と介護従事者の資質の向上に向けた取り組みを実施していきます。

また、持続可能な介護保険制度の構築を目指し、第5期長泉町介護給付適正化計画に基づき、介護保険制度の適正な運営を行います。

### ①事業者・介護者への支援

#### 主な取り組み事業

#### 1 介護保険事業所の指導・人材の資質向上

担当課：長寿介護課

町内の事業所に対し、町単独または県と合同の現地指導を通じて、身体拘束\*ゼロに関する取り組み状況を確認し、内部研修などの積極的な実施を促すほか、近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた備えについて指導するなど、人材の資質向上を図り、質の高いサービスの提供が行えるよう支援します。

#### 2 介護支援専門員の資質向上

担当課：長寿介護課

居宅介護支援事業所への説明会(集団指導)を実施し、制度等の説明を行っています。また、介護支援専門員を対象とした研修会を毎年テーマや回数を変更して実施し、初任者からベテランまで幅広く資質向上を図ります。

#### 3 地域密着型サービス\*事業所ケア相談会事業

担当課：長寿介護課

地域密着型サービス事業所が抱える認知症高齢者の個別事例に関するケア相談会を実施することにより、認知症ケアにおいて生じる周辺症状の緩和や介護職員のストレスを回避し、より良いサービスが提供されるよう町内の地域密着型サービス事業所とその介護職員を支援します。

#### 管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>介護支援専門員の資質向上</b>			
介護支援専門員研修会の実施	実施	実施	実施
<b>地域密着型サービス事業所ケア相談会事業</b>			
地域密着型サービス事業所ケア相談会の実施	実施	実施	実施

## ②介護保険制度の適正運営の推進（第5期長泉町介護給付適正化計画）

## 1 介護給付適正化の目的

介護給付の適正化は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことや、適切なサービスの確保とその結果として費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築することを目的にしています。

## 2 第4期介護給付適正化計画の検証

## (1) 要介護認定の適正化

## ①認定調査の結果についての保険者による点検等

指定居宅介護支援事業所等に委託している認定調査及び直営で行う認定調査の結果については、職員によるチェック・点検を全件実施しました。これにより、調査員間の差異が補正され、調査結果の平準化につながりました。

実施事業		平成30年度	令和元年度	令和2年度
委託、直営とも保険者による 点検の実施	目標	全件点検	全件点検	全件点検
	実績	全件点検 (1,221件)	全件点検 (1,344件)	全件点検(見込) (1,050件)

## ②要介護認定の適正化に向けた取組

厚生労働省の要介護認定適正化事業の「業務分析データ」を活用し、全国の保険者との比較分析を行い、調査員間での意見交換を行いました。これにより、調査項目の選択基準に関する調査員ごとのバラつきを減らすことができました。

実施事業		平成30年度	令和元年度	令和2年度
「業務分析データ」を活用した比較分析の実施	目標	「業務分析データ」等における全国との比較分析及び格差是正の取組を推進	「業務分析データ」等における全国との比較分析及び格差是正の取組を推進	「業務分析データ」等における全国との比較分析及び格差是正の取組を推進
	実績	比較分析の実施 年2回 調査員間での意見交換 年1回	比較分析の実施 年2回 調査員間での意見交換 年1回	比較分析の実施 年2回 調査員間での意見交換 年1回 (見込)

## (2) ケアプラン\*の点検

「介護給付適正化システム」の帳票から選定した町内の事業所や、住宅型有料老人ホームに同居している被保険者のケアプラン点検を実施しました。個別性がわかるようなケアプランの作成を促すため、アセスメントや日頃の状況を確認して助言しました。

実施事業		平成30年度	令和元年度	令和2年度
ケアプラン点検(対面)	目標	1件以上(対面)	1件以上(対面)	1件以上(対面)
	実績	12件(対面)	15件(対面)	15件(対面) (見込)

(3) 住宅改修等の点検

①住宅改修の点検

書面により改修内容を全件点検しました。更に、申請書類だけでは把握が困難な案件や申請内容に疑義がある案件、高額な工事、複雑な改修内容等の案件を選定し、施工前及び施工後の現地調査を行いました。

実施事業		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
書面及び現地調査による 改修内容点検	目標	・書面全件 ・現地調査2件	・書面全件 ・現地調査2件	・書面全件 ・現地調査2件
	実績	・書面全件 ・現地調査3件	・書面全件 ・現地調査3件	・書面全件 ・現地調査2件 (見込)

②福祉用具購入・貸与の点検

書面による用具の必要性等について全件点検しました。更に、書類だけでは把握が困難な案件や申請内容に疑義がある案件等を選定し、事業者に対する問合せ、利用者宅への訪問による実態調査、ケアマネジャーへの確認などを実施しました。

実施事業		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
書面及び事業に対する問合せ等による点検	目標	・書面全件 ・事業所等への問合せ又は現地調査3件	・書面全件 ・事業所等への問合せ又は現地調査3件	・書面全件 ・事業所等への問合せ又は現地調査3件
	実績	・書面全件 ・事業所等への問合せ又は現地調査3件	・書面全件 ・事業所等への問合せ又は現地調査4件	・書面全件 ・事業所等への問合せ又は現地調査3件 (見込)

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

①縦覧点検

静岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への業務委託により「算定期間回数制限縦覧チェック一覧表」、「重複請求縦覧チェック一覧表」、「居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表」、「単独請求明細書における準受付チェック一覧表」の4帳票の点検を実施しました。点検の結果、平成30年度には233,087円、令和元年度には227,317円の過誤申立てにつながりました。また、委託対象外の帳票については、職員による点検を実施しました。

実施事業		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
静岡県国民健康保険団体 連合会への委託の実施	目標	委託の実施	委託の実施	委託の実施
	実績	委託の実施	委託の実施	委託の実施 (見込)
町職員による点検	目標	1帳票 月1回	1帳票 月1回	1帳票 月1回
	実績	1帳票 月1回	1帳票 月1回	1帳票 月1回 (見込)

## ②医療情報との突合

国保連への業務委託による点検を毎月実施しました。

実施事業		平成30年度	令和元年度	令和2年度
静岡県国民健康保険団体 連合会への委託の実施	目標	委託の実施	委託の実施	委託の実施
	実績	委託の実施	委託の実施	委託の実施 (見込)

## (5) 介護給付費通知

全ての受給者に対して、介護給付費通知を送付しました。また、介護給付費通知の趣旨や通知の見方を解説した案内文を同封し、制度の周知を図りました。

実施事業		平成30年度	令和元年度	令和2年度
全受給者を対象とした通 知を実施	目標	年1回	年1回	年1回
	実績	年1回	年1回	年1回 (見込)

## (6) 給付実績の活用

国保連の「介護給付適正化システム」から出力される帳票を用いて点検を実施しました。点検の結果、主治医意見書と利用サービスの不一致が発見されたため、介護支援専門員及びサービス事業所に対して改善を求めました。

実施事業		平成30年度	令和元年度	令和2年度
「介護給付適正化システム」から出力される帳票の 点検	目標	1帳票 月1回	1帳票 月1回	1帳票 月1回
	実績	1帳票 月1回	1帳票 月1回	1帳票 月1回 (見込)

## 3 現状と課題

## (1) 要介護認定の適正化

## ①認定調査の結果についての保険者による点検等

委託実施分、直営分ともに全件点検を行っています。点検の結果に基づいて適宜補正を行うことで、適正な調査結果を介護認定審査会に提出できています。

## ②要介護認定の適正化に向けた取組

厚生労働省の「業務分析データ」を活用し、全国の保険者との比較分析を行い、調査員間での意見交換を行っています。これにより、調査員間の調査項目の選択基準についての偏りを少なくできました。

## (2) ケアプランの点検

「介護給付適正化システム」の帳票から事業所を選定し、ケアプランを点検した上で、介護支援専門員に対する助言、支援を行っています。点検を実施する側の保険者職員の専門性が十分でないことから、改善に向けた適切な助言が難しい場合には、主任介護支援専門員の協力を得ながら行う必要があります。



### (3) 住宅改修等の点検

#### ①住宅改修の点検

書面による点検は全件点検、現地調査は年3件程度を実施しています。申請書類だけでは把握が困難な案件や申請内容に疑義がある案件などは、福祉住環境コーディネーター2級を所持した職員が訪問調査を行っていますが、資格を取得している職員体制を継続させることが課題です。

#### ②福祉用具購入・貸与の点検

書面による点検は全件点検しており、疑義のある案件については、適宜事業所への問合せ等を実施しています。認定調査の際に把握した調査状況と利用する用具の関連性に疑義のある事案の把握が困難であったため、今後は給付データと認定データを突合することができる介護保険事業運営総合支援システム（トリトンモニター）を活用して介護支援専門員への福祉用具貸与の妥当性を確認します。

### (4) 縦覧点検・医療情報との突合

#### ①縦覧点検

国保連に委託して毎年実施することで、不適正な請求の過誤申立てにもつながっていますが、委託可能な4帳票以外の自主点検は、効果的な確認ができるよう職員の専門知識の向上が必要です。

#### ②医療情報との突合

国保連に委託して毎年実施することで、不適正な請求の過誤申立てにつなげることができます。

### (5) 介護給付費通知

年1回の通知は計画どおりに全受給者に対して実施していますが、通知を受けた受給者からの問合せ件数は少ないです。

### (6) 給付実績の活用

国保連が行う研修会等へ参加したことにより、平成27年度から「介護給付適正化システム」の帳票を活用して、介護支援専門員やサービス事業所への問合せを実施しています。帳票の種類が多いため、過誤申立てにつながりやすい帳票を重点的に活用していく必要があります。

### (7) 要介護認定の申請から結果通知までの期間

例年、要介護認定申請数の増加等により、要介護認定申請から結果通知までの期間が長期化するという課題が発生していますが、令和元年度下半期においては、当町の平均処理期間は、39.4日となっており、国平均39.0日、県平均38.2日を上回っています。

令和3年度は、令和2年度に減少した分の申請件数の増加が見込まれるため、結果通知までの期間が長期化しないよう対策を講じる必要があります。

なお、当町の令和2年7月現在の処理体制は、以下のとおりです。

[処理体制]	常勤	1人
	非常勤（臨時）	7人
	委託（町内）	3箇所



## 4 今期の取組方針と目標

## (1) 取組方針

第4期に引き続き、主要5事業等として国が定める「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報の突合」、「介護給付費通知」及び「給付実績の活用」について、それぞれ前期の実績を上回る実施目標を定めた上で、着実に取り組みを進めます。

また、要介護認定申請から結果通知までの期間の長期化が課題となっていることから、当該期間の短縮についても新たに目標を定めて改善を図ります。

## (2) 各事業の取組内容及び目標

## ① 要介護認定の適正化

## i 認定調査の結果についての保険者による点検等

## ア 取組内容

- ・引き続き、委託・直営ともに職員による点検を全件実施します。

## イ 目標

	実施事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	調査結果の点検	目標	全件点検	全件点検	全件点検

## ii 要介護認定の適正化に向けた取組

## ア 取組内容

- ・県主催の認定調査員研修、認定審査会委員研修及び認定審査会事務局適正化研修を受講します。
- ・半年ごとに提供される「業務分析データ」を基に、全国の保険者との格差分析を行い、分析結果を認定調査員に伝達します。

## イ 目標

	実施事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	県主催の研修への参加	目標	毎回1人以上	毎回1人以上	毎回1人以上
2	「業務分析データ」を活用した分析結果を認定調査員に伝達	目標	認定調査員への伝達 年1回	認定調査員への伝達 年1回	認定調査員への伝達 年1回

②ケアプランの点検

ア 取組内容

- ・適正化システムを活用して、対象となる居宅介護支援事業所を選定し、ケアプランの提出を求めます。提出を受けたケアプランについて、事前に内容を確認した上で介護支援専門員への助言、支援を行います。
- ・より効果的な助言、支援が行えるよう、改善に向けた適切な助言が難しい場合には、町内の主任介護支援専門員に点検への協力を依頼することを検討します。
- ・点検を実施する中で頻繁に見られる課題やより良いアセスメント手法等については、居宅介護支援事業所との連絡会等で伝達し、町内の介護支援専門員の資質向上を図ります。

イ 目標

	実施事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	ケアプラン点検の実施 (対面での助言・支援)	目標	町内全事業所 各1件以上	町内全事業所 各1件以上	町内全事業所 各1件以上
2	主任介護支援専門員と協力した点検 の実施	目標	年2件	年2件	年2件

③住宅改修等の点検

i 住宅改修の点検

ア 取組内容

- ・書面による点検を全件実施します。
- ・改修の必要性が書面から判断しづらい事案、高額な事案等について、施工前または施工後の現地確認を実施します。
- ・庁内外のリハビリテーション専門職及び建築専門職の支援を受けて点検を行います。

イ 目標

	実施事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	書面点検	目標	全件実施	全件実施	全件実施
2	現地調査	目標	年3件	年3件	年3件
3	リハビリテーション専門職等の支援を 受けた点検	目標	年3件	年3件	年3件

## ii 福祉用具購入・貸与の点検

## ア 取組内容

- ・購入、貸与とも書面による点検を全件実施します。
- ・短期間で再購入された事案、認定調査の際に把握した受給者状況と利用する用具の関連性に疑義のある事案、国が公表する全国平均価格と乖離した金額で貸与されている事案等について、事業所や介護支援専門員への問合せや利用状況の現地調査を実施します。
- ・庁内外のリハビリテーション専門職の支援を受けて点検を行います。

## イ 目標

	実施事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	書面点検	目標	全件実施	全件実施	全件実施
2	事業所等への問合せ又は 現地調査	目標	年4件	年4件	年4件
3	リハビリテーション専門職等の支援を 受けた点検	目標	年1件	年1件	年1件

## ④縦覧点検・医療情報との突合

## i 縦覧点検

## ア 取組内容

- ・国保連への委託により静岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への業務委託により「算定期間回数制限縦覧チェック一覧表」、「重複請求縦覧チェック一覧表」、「居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表」、「単独請求明細書における準受付チェック一覧表」の4帳票の点検を実施します。
- ・委託対象外の帳票については、職員による点検を実施します。

## イ 目標

	実施事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	縦覧点検の実施	目標	国保連への委託の実施	国保連への委託の実施	国保連への委託の実施
2	町職員による点検	目標	1帳票 月1回	1帳票 月1回	1帳票 月1回

## ii 医療情報との突合

## ア 取組内容

- ・国保連への委託により点検を実施します。

## イ 目標

	実施事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	医療情報との突合による点検の実施	目標	国保連への委託の実施	国保連への委託の実施	国保連への委託の実施

⑤介護給付費通知

ア 取組内容

- ・全ての受給者に対して、介護給付費通知を送付します。
- ・介護給付費通知の趣旨や通知の見方を解説した案内を同封し、制度の周知を図ります。

イ 目標

	実施事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	介護給付費通知の実施	目標	年1回	年1回	年1回

⑥給付実績の活用

ア 取組内容

- ・国保連の「介護給付適正化システム」から出力される帳票を点検して、請求内容が適正であるか確認します。
- ・国保連が開催する研修会への参加や、同会が作成したマニュアルを活用して、点検を実施できる職員の数を増やします。

イ 目標

	実施事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	「介護給付適正化システム」帳票による請求内容の適正化	目標	2帳票 月1回	2帳票 月1回	2帳票 月1回

⑦要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮

ア 取組内容

- ・申請件数に対して慢性的に不足している認定調査員を増員し、申請から調査実施まで日数の短縮を検討します。
- ・結果通知までの平均処理期間や未処理件数を毎月集計し、進捗管理を行うことで、未処理件数の増加等を速やかに把握・分析し、早期の対策につなげます。
- ・令和2年度に、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）」に基づき、要介護認定及び要支援認定の有効期間を12ヶ月間延長できるとしたことから、令和3年度は認定調査の件数が増加することが見込まれるため、外部委託する調査数を増やし、申請から調査実施まで日数の短縮を検討します。

イ 目標

	実施事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	要介護認定の申請から結果通知までの平均処理期間の短縮	目標	35.0日	34.0日	33.0日

## ③介護人材の確保及び育成

## 主な取り組み事業

## 4 介護職場の理解促進

担当課：長寿介護課

介護職の魅力を広く発信し、幅広い世代へ向けた介護職のイメージアップを図るとともに、介護職場の正しい理解促進を図ります。

## 5 外国人人材の生活支援

担当課：行政課

介護事業所への外国人人材の定着を図るため、外国人人材が住民として安心して生活を送ることができるよう生活面等での支援を行います。

## 6 (再掲)介護保険事業所の指導・人材の資質向上

担当課：長寿介護課

町内の事業所に対し、町単独または県と合同の実地指導を通じて、身体拘束ゼロに関する取り組み状況を確認し、内部研修などの積極的な実施を促すほか、近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた備えについて指導するなど、人材の資質向上を図り、質の高いサービスの提供が行えるよう支援します。

## 7 (再掲)介護支援専門員の資質向上

担当課：行政課

居宅介護支援事業所への説明会(集団指導)を実施し、制度等の説明を行っています。また、介護支援専門員を対象とした研修会を毎年テーマや回数を変更して実施し、初心者からベテランまで幅広く資質向上を図ります。

## 管理指標

	実績	見込	計画値
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
<b>介護職場の理解促進</b>			
介護職場の理解促進を図る事業の実施	—	—	実施
<b>外国人人材の生活支援</b>			
日本語教室の実施	—	—	実施
<b>(再掲)介護支援専門員の資質向上</b>			
介護支援専門員研修会の実施	実施	実施	実施

## 第5章 介護サービスにかかる費用の見込み

### 1 各サービスの見込み量

#### 1 居宅サービス・介護予防サービス

居宅サービスとは、要介護者（要介護1～要介護5）のみが利用できるサービスです。

訪問介護 / 訪問入浴介護 / 訪問看護 / 訪問リハビリテーション /  
 居宅療養管理指導 / 通所介護 / 通所リハビリテーション / 短期入所生活介護 /  
 短期入所療養介護 / 特定施設入居者生活介護 / 福祉用具貸与 / 特定福祉用具購入 /  
 住宅改修 / 居宅介護支援

介護予防サービスとは、要支援者（要支援1・要支援2）のみが利用できるサービスで、自立支援をより一層徹底していくために、要支援者向けのサービスを行うものです。

介護予防訪問入浴介護 / 介護予防訪問看護 / 介護予防訪問リハビリテーション /  
 介護予防居宅療養管理指導 / 介護予防通所リハビリテーション /  
 介護予防短期入所生活介護 / 介護予防短期入所療養介護 /  
 介護予防特定施設入居者生活介護 / 介護予防福祉用具貸与 /  
 特定介護予防福祉用具購入 / 介護予防住宅改修 / 介護予防支援

#### ①訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排せつ等の身体介護や食事等の家事援助等、日常生活上の介護や援助を行います。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	210	199		推計中		

#### ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

入浴設備を備えた車（入浴車）で、看護職員、介護職員が寝たきりの高齢者等の居宅を訪問して、入浴の介助を行います。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防給付	2	1		推計中		
介護給付	15	16		推計中		
合計	17	17		推計中		

## ③訪問看護・介護予防訪問看護

通院困難な利用者に対して、訪問看護ステーション等の看護師、理学療法士\*、作業療法士\*等が居宅を訪問し、主治医と連絡を取りながら、療養上の看護を行います。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防給付	37	45	推計中			
介護給付	119	121				
合計	156	166				

## ④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問して、心身の機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防給付	5	6	推計中			
介護給付	16	18				
合計	21	24				

## ⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が定期的に居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防給付	15	19	推計中			
介護給付	191	205				
合計	206	224				

## ⑥通所介護

介護施設等に通い、入浴、食事の提供等の日常生活上の介護を行います。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	329	313	推計中			

**⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション**

介護老人保健施設、病院等医療施設に通い、当該施設において心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防給付	58	70	推計中			
介護給付	119	109				
合計	177	179				

**⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護**

介護老人福祉施設等に短期間入所し、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の介護、機能訓練を行います。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防給付	4	4	推計中			
介護給付	87	88				
合計	91	92				

**⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護**

介護老人保健施設、介護医療院等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他の必要な医療及び日常生活上の介護を行います。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防給付	0	1	推計中			
介護給付	14	14				
合計	14	15				

**⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護**

介護付有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス\*）等介護保険が適用される特定施設に入所している要介護者等について、計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の介護、機能訓練及び療養上の介護を行います。

第8期においては、既存の施設の増床を計画しています。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防給付	9	9	推計中			
介護給付	52	61				
合計	61	70				



⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るためや、機能訓練等のために福祉用具の貸与を行います。

月平均 利用人数(人)	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防給付	133	152	推計中			
介護給付	396	382				
合計	529	534				

⑫特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

腰掛便座・入浴補助用具などの貸与になじまない特定福祉用具を特定(介護予防)福祉用具販売の指定を受けた事業所から購入したときの費用の一部を償還払い\*または受領委任払い\*で支給します。

月平均 利用人数(人)	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防給付	4	3	推計中			
介護給付	6	5				
合計	10	8				

⑬住宅改修・介護予防住宅改修

日常生活の自立を助けるため、手すりの取り付けや引き戸等への扉の取り替え、段差解消等の一定の住宅改修に対してその費用の一部を償還払いまたは受領委任払いにより支給します。

月平均 利用人数(人)	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防給付	4	3	推計中			
介護給付	7	6				
合計	11	9				

⑭居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、介護支援専門員(ケアマネジャー)が居宅で介護を受ける人の心身の状況や希望等を踏まえ、自立した日常生活の支援を効果的に行うために、継続的かつ計画的に居宅介護サービス計画を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整等を行います。

介護予防支援は、利用者の状態に適したサービスが確実に提供されるよう、地域包括支援センターにより作成された介護予防サービス計画に基づき、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

月平均 利用人数(人)	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防給付	185	210	推計中			
介護給付	625	608				
合計	810	818				

## 2 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

高齢者の要介護度が重くなっても、遠方の施設に入所するのではなく、できる限り住み慣れた地域や自宅で生活を継続できるようにするためのサービスです。

介護サービスとは、要介護者（要介護1～要介護5）のみが利用できるサービスです。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 / 夜間対応型訪問介護 / 認知症対応型通所介護 / 小規模多機能型居宅介護 / 認知症対応型共同生活介護 / 地域密着型特定施設入居者生活介護 / 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 / 看護小規模多機能型居宅介護 / 地域密着型通所介護

介護予防サービスとは、要支援者（要支援1・要支援2）のみが利用できるサービスです。

介護予防認知症対応型通所介護 / 介護予防小規模多機能型居宅介護 / 介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援1を除く）

### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護認定者宅への日中・夜間を通じた定期的な巡回訪問や随時通報により、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話をを行います。また、医師の指示により、看護師等が要介護者宅で療養上の世話または診療の補助を行います。

第8期計画期間中の事業量は見込んでいません。ただし、今後のニーズの変化も見守りつつ、必要になった場合は、その整備を改めて検討します。

### ② 夜間対応型訪問看護

要介護認定者に対し、夜間において定期的な巡回訪問及び通報等による随時対応により、居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話をを行います。

第8期計画期間中の事業量は見込んでいません。ただし、今後のニーズの変化も見守りつつ、必要になった場合は、その整備を改めて検討します。

### ③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の状態にある要介護者に対し、認知症専用単独型や認知症併設型のデイサービスセンターにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護及びその他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防給付	0	0	推計中			
介護給付	12	16				
合計	12	16				

## ④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、居宅における生活の継続支援を目的に、要介護者の様態や希望に応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせる日常生活上のケアを行います。

第8期においては、地域包括ケアシステムの充実等を図る観点から、1施設の整備を計画しています。

月平均 利用人数(人)	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防給付	0	0	推計中			
介護給付	0	0				
合計	0	0				

## ⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護者が5～9人で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護スタッフによる食事、入浴、排せつ等日常生活の支援や機能訓練を受けます。

第8期においては、地域包括ケアシステムの充実等を図る観点から、1ユニットの整備を計画しています。

月平均 利用人数(人)	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防給付	0	0	推計中			
介護給付	50	52				
合計	50	52				

## ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、入居者が要介護者とその配偶者に限定されている定員29名以下の有料老人ホームに入所している要介護者に対してケアを行うものです。

第8期計画期間中の事業量は見込んでいません。ただし、今後のニーズの変化も見守りつつ、必要になった場合は、その整備を改めて検討します。

## ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員が29名以下の介護老人福祉施設に入所している要介護者に対して、ケアを行うものです。

第8期計画期間中の事業量は見込んでいません。ただし、今後のニーズの変化も見守りつつ、必要になった場合は、その整備を改めて検討します。

⑧看護小規模多機能型居宅介護

要介護者に対して、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせることで一体的に提供することにより、効果的かつ効率的となるサービスを行います。

第8期においては、地域包括ケアシステムの充実等を図る観点から、1施設の整備を計画しています。

月平均 利用人数(人)	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	0	0		推計中		

⑨地域密着型通所介護

要介護認定者に対し、利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の介護及び機能訓練を行います。

月平均 利用人数(人)	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	59	61		推計中		

地域密着型サービスの必要利用定員総数

地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスのうち、施設・居住系サービスの必要利用定員総数は以下となります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型共同生活介護	推計中		
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			

### 3 施設サービス

施設サービスは原則として要介護者のみが利用でき、介護保険施設に入所して介護を受けるサービスです。

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設（老人保健施設）
- 介護療養型医療施設（介護療養病床等）
- 介護医療院

#### ①介護老人福祉施設

寝たきりや認知症の常時介護が必要で、自宅での介護が困難な人を対象とし、施設において食事や入浴、排せつ等日常生活に必要な介護を行います。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	148	146		推計中		

#### ②介護老人保健施設

要介護状態で、症状が安定し、自宅に戻れるようリハビリテーションに重点をおいたケアが必要な人を対象とし、施設において医学的管理の下で看護、機能訓練、日常生活上の介護を行います。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	105	106		推計中		

#### ③介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、療養や介護が必要な人を対象とし、施設において療養上の管理、看護、医学的な管理下の介護や機能訓練等の必要な医療を行います。第8期中に転換期限を迎えるため、利用を見込みません。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	3	3		推計中		

#### ④介護医療院

介護医療院に入所している要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の介護を行います。

月平均 利用人数（人）	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	0	0		推計中		

### 施設・居住系サービスの整備予定

第8期介護保険事業計画期間中における施設・居住系サービス整備について、下記のサービスの整備・増床を予定しています。

#### 【整備】

	整備予定年度	施設・ユニット数	備考
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	令和4年度中	1ユニット	一体的な整備とする
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	令和4年度中	1施設	
看護小規模多機能型居宅介護	令和4年度中	1施設	

#### 【増床】

	整備予定年度	増床数	備考
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	令和5年度中	23床	

#### (参考)

令和2年10月1日時点の指定事業所数（長泉町指定分）

	事業所数	定員数
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	3	54

#### (参考)

令和2年10月1日時点の指定事業所数（静岡県指定分）

	事業所数	定員数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2	135
介護老人保健施設	1	100
介護医療院	0	0
特定施設入居者生活介護	2	117
軽費老人ホーム	0	0

## 4 介護予防事業

### ①介護予防事業

地域の公民館等において認知症予防や運動を目的として住民が主体的に行う、介護予防に資する通いの場の取り組みを育成し、継続支援をしていきます。

	実績		見込み	推計		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住民主体の通いの場 (か所)	15	16	推計中			

(長寿介護課が立ち上げ支援し、月1回以上継続して活動しているところ)

### 介護予防・生活支援サービス事業の実績と見込量

介護予防・生活支援サービス事業の実績と見込量は以下のとおりとなります。

月平均 利用人数(人)	実績		見込み	推計		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービス (訪問介護相当)	97	92	推計中			
通所型サービス (通所介護相当)	124	147				
通所型サービスA	46	49				

## 5 包括的支援事業

### ①地域包括支援センターの設置及び職員配置

平成30年度より、地域包括支援センターを増設し、3か所設置しています。

	実績		見込み	推計		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援 センター数 (か所)	3	3	推計中			
職員数・保健師 (人)	4	4				
職員数・社会福祉士 (人)	3	3				
職員数・主任ケアマネ ジャー (人)	3	3				

### ②認知症初期集中支援チーム

平成30年度より、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の人等に対する集中的な支援を行っています。

	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
チーム設置数（か所）	1	1	推 計 中			
訪問実件数（件/年）	27	34				

### ③認知症カフェ

長寿介護課に配置する「認知症地域支援推進員」を中心に、認知症の人やその家族が気軽に相談できる居場所として認知症カフェの開催の検討を進め、認知症の人が暮らしやすい地域づくりを推進します。

	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録箇所数（か所）		2	推 計 中			

### ④在宅医療・介護連携推進事業

平成30年度より「在宅医療介護連携センター」を設置し、医療や介護の知識を持つ専門職による医療に関する相談・支援を行うとともに、医療・介護資源の把握、切れ目のない医療・介護の提供体制や情報共有の支援、多職種を対象とした研修会の開催、町民への普及啓発等を行い、在宅医療・介護の連携を推進しています。また、「在宅医療・介護連携推進会議」を開催し、在宅医療・介護連携における課題の抽出と対応策について検討しています。

	実績		見込み 令和2年度	推計		
	平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅医療介護連携コーディネーター（相談員） 配置人数（人）			推 計 中			
会議開催回数（回/年）		3				



⑤生活支援体制整備事業

平成30年度より、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置を行うことで、地域の支え合いの体制を推進するため、創出すべきサービスとその担い手の創出方法について、検討・提案を行っています。

	実績		見込み	推計		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援コーディネーター（第1層） 配置人数（人）	1	1	推 計 中			
生活支援コーディネーター（第2層） 配置人数（人）	3	3				
協議体（第1層） 設置数（か所）	1	1				
協議体（第2層） 設置数（か所）	0	3				

⑥地域ケア会議

各地域包括支援センターが主催する、個別ケースの支援方法を多職種で検討することにより高齢者の課題解決を支援し、地域課題を把握する「地域ケア個別会議」を実施するとともに、町が主催する、地域課題の解決を図るための「地域ケア推進会議」を実施します。

	実績		見込み	推計		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア推進会議開催回数 (回/年)	3	3	推 計 中			

※「認知症を考える地域会議」「生活支援体制整備事業第1層協議体」を含む。

6 任意事業

①徘徊高齢者探索サービス事業

65歳以上で在宅の徘徊性のある認知症高齢者及びその介護者を対象に、位置を探索できるGPS発信機の貸し出しと、初期費用及び毎月の基本料金を助成する事業です。居場所を特定し、事故防止を図るとともに介護者の身体的、精神的負担を軽減し、家族が安心して介護できる環境を整備します。

	実績		見込み	推計		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施対象者数（人/年）	4	5	推 計 中			

### ②徘徊高齢者等見守り事業

要介護・要支援認定者や認知症の人で徘徊性のある者を対象に、QRコードが印字された見守りシールを配布し、衣服その他の持ち物に貼付することで、徘徊した場合の早期発見・保護につなげます。

	実績		見込み	推計		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数 (人/年)	10	8	推計中			

### ③家族介護教室

要介護者を介護している家族に対し、介護に役立つ情報を学ぶ機会かつ介護者間の情報交換を行う場を提供するため、家族介護教室を実施します。

	実績		見込み	推計		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加延べ人数 (人/年)	15	18	推計中			

### ④家族介護用品支給事業

在宅の要介護1以上の介護者に対して、紙おむつや使い捨てのビニール手袋など、形の残らない消耗品を給付します。

	実績		見込み	推計		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給実人数 (人/年)	214	263	推計中			

### ⑤成年後見制度利用支援事業

成年後見人の町長申立の実施や報酬費用の助成などを行います。

	実績		見込み	推計		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町長申立て人数 (人/年)	1	2	推計中			
報酬助成 (人/年)	1	1				

### ⑥住宅改修支援事業

居宅介護支援等の提供を受けていない要支援・要介護認定者に対して、手すりの設置や段差解消等の住宅改修の支給申請に必要な理由書を作成した居宅介護支援事業者等に支援を行います。

	実績		見込み	推計		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援実人数 (人/年)	0	0	推計中			

## ⑦ 認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する「認知症サポーター」養成講座を、キャラバン・メイトと協力しながら地域や企業、小学校等において実施し、幅広い世代に認知症に対する理解を広めるとともに、認知症の人を支援する支え手となる人材の育成を行います。

	実績		見込み	推計		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成実人数 (人/年)	2,949	3,822	推計中			

## ⑧ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

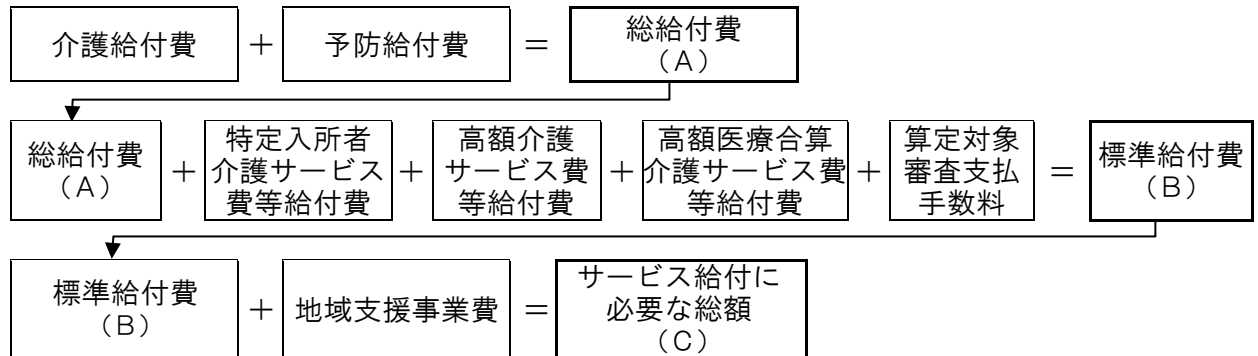
町営屋代住宅において、緊急通報システムの整備と生活援助員を派遣することにより、日中の高齢者の安否確認、生活相談、日常生活の援助等を行うことにより、高齢者の自立した生活を支援します。

	実績		見込み	推計		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
派遣延べ回数 (日/年)	244	241	推計中			
生活援助員実人数 (人)	1	1				

## 2 介護保険事業費の算定

### 1 保険給付費の推計

第8期計画期間のサービス給付に必要な総額の推計手順は以下の通りです。



#### ① 介護給付費

単位：円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
<b>居宅サービス</b>				
①訪問介護				
②訪問入浴介護				
③訪問看護				
④訪問リハビリテーション				
⑤居宅療養管理指導				
⑥通所介護				
⑦通所リハビリテーション				
⑧短期入所生活介護				
⑨短期入所療養介護				
⑩福祉用具貸与				
⑪特定福祉用具販売				
⑫住宅改修				
⑬特定施設入居者生活介護				
<b>推計中</b>				
<b>地域密着型サービス</b>				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
②夜間対応型訪問介護				
③認知症対応型通所介護				
④小規模多機能型居宅介護				
⑤認知症対応型共同生活介護				
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護				
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
⑧看護小規模多機能型居宅介護				
⑨地域密着型通所介護				
<b>介護保険施設サービス</b>				
①介護老人福祉施設				
②介護老人保健施設				
③介護療養型医療施設				
④介護医療院				
<b>居宅介護支援</b>				
介護給付費計				

② 予防給付費

単位：円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防サービス				
①介護予防訪問入浴介護				
②介護予防訪問看護				
③介護予防訪問リハビリテーション				
④介護予防居宅療養管理指導				
⑤介護予防通所リハビリテーション				
⑥介護予防短期入所生活介護				
⑦介護予防短期入所療養介護				
⑧介護予防福祉用具貸与				
⑨特定介護予防福祉用具販売				
⑩介護予防住宅改修				
⑪介護予防特定施設入居者生活介護				
地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護				
②介護予防小規模多機能型居宅介護				
③介護予防認知症対応型共同生活介護				
介護予防支援				
介護予防給付費計				
総給付費（A）（介護給付費＋介護予防給付費）	推計中			

③ 標準給付費

単位：円、件

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総給付費				
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）				
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）				
高額医療合算介護サービス費等給付額				
算定対象審査支払手数料				
審査支払手数料支払件数				
標準給付費見込額（B）				

④ 地域支援事業費

単位：円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
地域支援事業費				
介護予防・日常生活支援総合事業費				
包括的支援事業・任意事業費				

⑤ サービス給付費総額

単位：円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
サービス給付費総額（C） （標準給付費＋地域支援事業費）				

\*小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合もあります。

## 2 第1号被保険者の保険料の推計

### ① 保険給付費の財源構成

第1号被保険者の算定基準は、介護保険事業において、法定サービス（介護給付サービス、予防給付サービス、高額介護サービス、地域支援事業等）を実施していく際の標準給付費が、提供されるサービスの水準によって決まり、保険料に反映されます。

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分（10%～30%）を除いた標準総給付費について、原則として50%を被保険者の保険料で負担し、残りの50%を公費で負担します。

また、被保険者の保険料のうち、原則として23%を第1号被保険者（65歳以上）、27%を第2号被保険者（40～64歳）が負担することになります。

#### 【介護保険サービス総事業費の財源構成】

総事業費

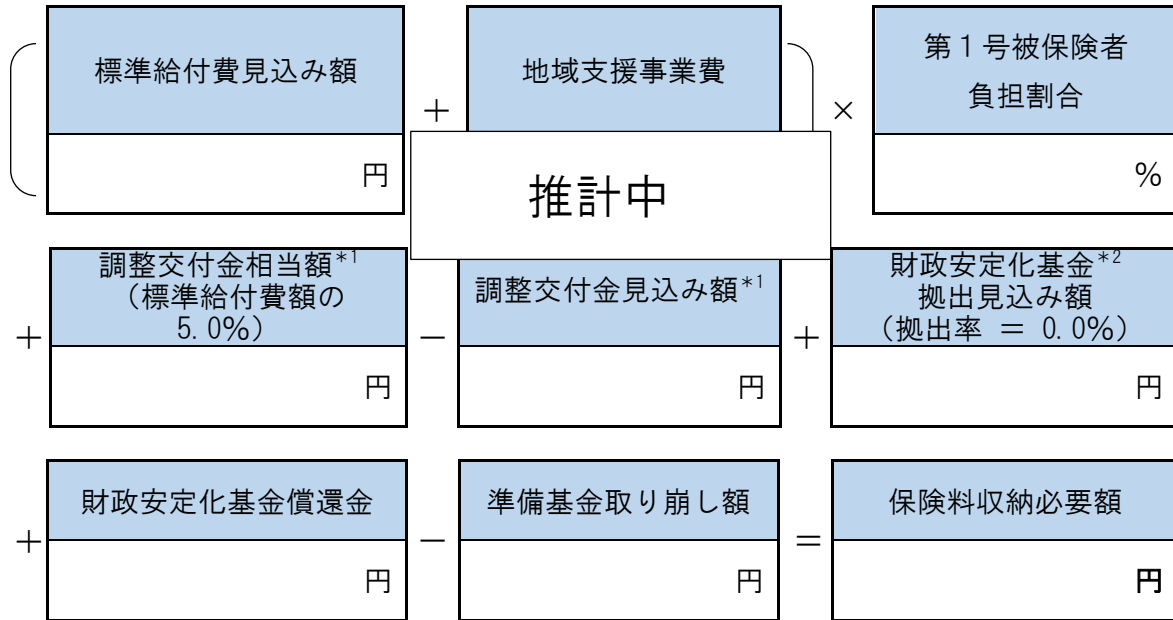
標準総給付費						利用者負担 (総事業費 の10%～ 30%)
保険料 50%			公費 50%			
第1号被保険者 保険料 23%	第2号被保険者 保険料 27%	調整交付金 5% (全国標準)	国	県	町	
						20% (定率)

\*施設等給付費に係る公費負担割合は、国が15%（定率）、県が17.5%（定率）、町が12.5%（定率）となります。

② 保険料収納必要額の算定

保険料については、計画期間のサービス給付に必要な総額を基に算定します。

本町の第8期計画期間におけるサービス給付に必要な総額（標準給付費＋地域支援事業費）に第1号被保険者の負担割合（23%）を乗じ、「調整交付金相当額<sup>\*1</sup>」、「調整交付金の見込み額<sup>\*1</sup>」、「財政安定化基金<sup>\*2</sup> 拠出見込み額」、「財政安定化基金償還金」、「準備基金取り崩し額」を算出して、保険料収納必要額を計算します。



\* 1 調整交付金の交付割合（%）の全国平均は5%ですが、市町村の後期高齢者や所得水準の割合により、交付割合（%）が増減します

\* 2 市町村の保険財政が、保険料収納率の低下や介護給付費の増加等で赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定を図るために都道府県が設置する基金のことです。このために市町村から徴収する拠出金を「財政安定化基金拠出金」といい、国と都道府県それぞれが市町村と同額を負担することになっています。

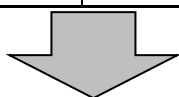
③ 第1号被保険者の保険料

人口推計に基づき、本町の第1号被保険者は、3年間で延べ●人と推計されます。

しかしながら、保険料の算出のために、所得段階別加入者数について基準額に対する割合の補正がなされるため、所得段階別加入割合の補正後の被保険者数は、●人となります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
第1号被保険者数	人	人	人	人
前期(65~74歳)	人	人	人	人
後期(75歳以上)	人	人	人	人

	基準 所得 金額	所得段階別加入者数						基準額に対する割合		
		令和3年度		令和4年度		令和5年度		3年度	4年度	5年度
第1段階										
第2段階										
第3段階		推計中								
第4段階										
第5段階										
第6段階										
第7段階										
第8段階										
第9段階										
第10段階										
第11段階										
計										



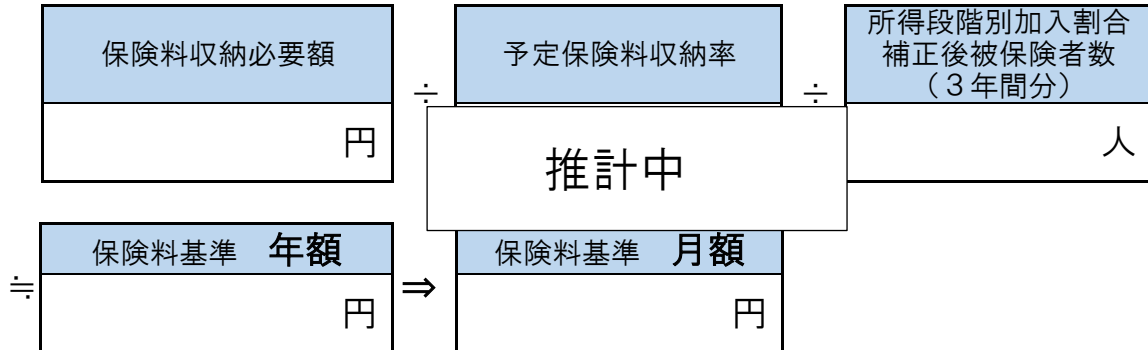
例えば、令和3年度の第1段階の所得階層別加入割合を補正した後の保険者数は、●人×0.500(基準額に対する割合)=●人となります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間計
所得段階別加入割合補正後被保険者数	人	人	人	人



算出された保険料収納必要額（●円）に、これまでの実績に基づき予定保険料収納率を●%と見込み、所得段階別割合補正後の被保険者数を用いて保険料基準額を算出します。

第8期計画においては、第7期計画期間の準備基金を取り崩すことで、介護保険料基準月額が●円となります。



【第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料】

所得段階	対象者	保 険 料		
		保険料率	月額 (円)	年額 (円)
第1段階	推計中			
第2段階				
第3段階				
第4段階				
第5段階 (基準)				
第6段階				
第7段階				
第8段階				
第9段階				
第10段階				
第11段階				

【第7期計画から第8期計画の月額基準保険料の推移】

第7期保険料月額	⇒	第8期保険料月額	増減率
5,100円		円	%

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 計画の総合的な推進体制

本計画の推進にあたっては、福祉・保健・医療等の枠を越えた総合的な体制で高齢者施策の充実を図っていきます。長泉町社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体、自治会、民生委員・児童委員、医療機関、サービス提供事業者など、幅広い関係機関との連携・協働を進めることで、多様な施策・サービス提供を実現していきます。

また、静岡県や近隣市町との情報交換等もより緊密に行い、連携を強化します。

### 2 計画の評価・検証

本計画の進捗状況の点検と評価については、関係部署が随時進捗状況を検証するとともに、その結果を「長泉町福祉施策推進・評価委員会」に報告して意見を仰ぎ、その結果に基づく対策を適時、実施していきます。

なお、自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みと目標（要支援者・要介護者のリハビリテーションを含む）については、施策の体系から、以下の通り自立支援、介護予防・重度化防止に資する取り組みを設定しました。

取り組み	一般介護予防事業の実施			
設定の趣旨	高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業に基づき高齢者の自発的な健康づくり、介護予防活動の促進を支援する。			
目標	指標	実績 令和元年度	見込 令和2年度	計画値 令和5年度
	住民主体の介護予防教室等（箇所）	16	16	20
	住民主体の通いの場（箇所）	12	14	19

取り組み	自立支援・重度化防止のための地域ケア会議			
設定の趣旨	高齢者の自立支援・重度化防止の観点から多職種で適切な支援と必要な支援体制について検討する。			
目標	指標	実績 令和元年度	見込 令和2年度	計画値 令和5年度
	会議開催回数（回）	1	1	2

取り組み	リハビリテーション提供体制の検討				
設定の趣旨	本町のリハビリテーション提供体制は受給率等から分析すると現状、不足はしていないため、事業所の状況（事業所数や定員数）と利用状況（受給率）を引き続きモニタリングしていく。				
目標	指標		実績 令和元年度	見込 令和2年度	計画値 令和5年度
	訪問リハビリ テーション	事業所数	1	1	1
		受給率（%）	1.7	1.7	1.7
	通所リハビリ テーション	事業所数	1	1	1
		定員（人）	40	40	40
		受給率（%）	12.5	12.5	12.5

## 1 計画策定の経過

日 程	項 目	協議内容
令和2年8月6日	第1回長泉町福祉施策推進・評価委員会	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の概要について
令和2年8月20日	第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定ワーキング委員会	現行計画の検証及び評価について
令和2年10月8日	第2回長泉町福祉施策推進・評価委員会	現行計画の施策評価について 次計画の骨子（構成）案について
令和2年10月16日	第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定ワーキング委員会	次計画の素案の検討について
令和2年11月19日	第3回長泉町福祉施策推進・評価委員会	次計画の素案の検討について
令和2年12月17日	第4回長泉町福祉施策推進・評価委員会	次計画の素案の検討について
令和2年12月25日～ 令和3年1月25日	パブリックコメント	
令和3年2月12日	第5回長泉町福祉施策推進・評価委員会	

## 2 長泉町福祉施策推進・評価委員会条例

平成25年3月27日条例第15号

(設置)

第1条 長泉町の福祉施策を効果的かつ効率的に推進するため、長泉町福祉施策推進・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、審議等を行う。

- (1) 福祉施策の推進のための計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 福祉施策の評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉団体等の代表者
- (2) 社会福祉施設の代表者
- (3) 住民組織の代表者
- (4) 医療機関の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保険課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成26年7月31日までとする。

3 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

### 3 長泉町福祉施策推進・評価委員会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	選出母体	推薦団体
委員長	坂 本 紹 一	社会福祉団体	一般社団法人 社会福祉士会
副委員長	内 野 菊 江	社会福祉団体	長泉町ボランティア連絡会
委 員	平 瀬 清 人	社会福祉団体	シニアクラブ長泉
委 員	植 松 幸 則	社会福祉団体	社会福祉法人 長泉町社会福祉協議会
委 員	杉 山 貴 美 子	社会福祉団体	長泉町健康推進委員会
委 員	杉 山 高 司	社会福祉団体	長泉町身体障害者福祉会
委 員	川 島 一 郎	社会福祉団体	長泉町民生委員・児童委員協議会
委 員	下 山 京 子	社会福祉施設	社会福祉法人 静香会
委 員	杉 山 弘 年	社会福祉施設	社会福祉法人 蒼樹会
委 員	上 杉 良 美	住 民 組 織	区長連絡協議会
委 員	岩 本 麻 也	医 療 機 関	駿東歯科医師会 長泉町支部
委 員	山 本 一 貴	医 療 機 関	一般社団法人 沼津医師会
委 員	東 亮 宏	学識経験者	学校法人 三島学園 知徳高等学校
委 員	渡 邊 知 己	一 般 公 募	



## 4 計画策定ワーキング委員会委員名簿

(敬称略)

所 属	氏 名
企画財政課	中井 章文
地域防災課	木村 規之
福祉保険課	伏見 麻寿代
健康増進課	杉山 光司
	梅澤 美絵
建設計画課	山田 篤史
工事管理課	木村 幸哉
産業振興課	浅倉 充
くらし環境課	木村 昇
教育推進課	龍光 剛
生涯学習課	佐藤 徹

〈事務局〉

所 属	氏 名
長寿介護課 課長	中村 秀樹
長寿介護課	小長井 圭美
長寿介護課	和田 亮平
長寿介護課	栗田 陽子
長寿介護課	市川 裕美子
長寿介護課	大嶋 聡介

## 5 用語解説

用語	説明	ページ
か行		
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要介護者等からの相談やその心身の状況に応じ、適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等と連絡調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者。	42
介護予防・日常生活支援総合事業	市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とした事業。 介護保険の要支援認定を受けた方および基本チェックリストで事業対象者と認定された方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」で構成される。「介護予防・生活支援サービス事業」は要支援者の訪問介護と通所介護（デイサービス）と、介護予防や生活支援を必要とする高齢者のための訪問型と通所型のサービス。「一般介護予防事業」は市区町村が住民の互助や民間サービスと連携し、高齢者の生活機能の改善や生きがい作りを重視した介護予防に役立つ事業のこと。	11
ケアハウス	老人福祉法に規定する軽費老人ホームの一種。比較的低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むには不安があり、家族による援助を受けることが困難な者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供する施設。	66
ケアプラン	要介護者等が、介護サービスを適切に利用できるように、心身の状況、生活環境、サービス利用の意向等を勘案して、サービスの種類、内容、時間及び事業者を定めた介護サービス計画のこと。	55
口腔機能	味わう・食べる・語らう・笑うなど、非常に広い範囲で捉えられ、口の中だけではなく、笑ったり、話したりする時に使う口の周りの筋肉や唇の周りの働きも含まれる。	53
さ行		
サービス付き 高齢者向け住宅	高齢者が安心して住むことができる住宅の安定供給を狙いとして、「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」のもとに位置づけられている見守りサービス付きの高齢者向けの住宅のことで、バリアフリー構造であることなどの要件がある。	5

用語	説明	ページ
作業療法士	身体に障がいがある人に対して、主に手先を使う作業療養を用いて日常生活を営むための訓練や生きがいづくりを行う。医療機関や福祉施設、介護保険関連施設などで働いている。	65
社会福祉協議会	地域の様々な団体で構成され、従来から地域住民を主体とした住民参加により、福祉のまちづくり活動を推進するとともに、町からの公的な福祉事業を受託するなど、公共性の高い民間の非営利組織として活動している。	32
受領委任払い	介護サービスを受けたときに、保険給付の受け取りをサービス事業者に委任することにより、利用者が事業者に対して自己負担額のみを支払うようにする制度のこと。	67
償還払い	介護サービスを受けたときに、まず全額を自費で支払い、あとで領収書を市区町村に提出して保険給付を受けること。	67
シルバー人材センター	定年退職者等の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、提供する公益社団法人で会員は原則として60歳以上。	37
身体拘束	医療や看護の現場で、徘徊や車椅子・ベッドからの落下など、利用者又は他の入所者等の生命と身体を保護するため、ベルトで車椅子を縛ったり、ベッドを柵で囲んだり、鍵をかけて部屋から出られないようにしたりすること。	54
生活支援体制整備事業	地域の住民や各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的として、町内全域（第1層）及び日常生活圏域に（第2層）に生活支援コーディネーターと、協議体を設置し、地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めること。	38
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症、進行に関与する疾患群。従来、成人病と呼ばれていた脳卒中、がん、心臓病などはその発症に生活習慣が深く関わっており、生活習慣を改善することによって、疾病の発症・進行が予防できることから、平成8年厚生省の公衆衛生審議会での概念が導入された。	31
成年後見制度	判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等）の財産や権利を保護するための制度。家庭裁判所へ申立を行い利用する。	43
た行		
第1号被保険者	介護保険の対象となる被保険者は40歳以上で、年齢によって次の2種類に分けられる。65歳以上の方が第1号被保険者、40歳～64歳までの方は第2号被保険者にあたる。	8

用語	説明	ページ
第1層協議体	多様な主体が、町内全域に共通する在宅高齢者などの生活上の課題や、課題に関連する各主体の活動・事業について、定期的に情報共有・意見交換を行う場のこと。第1層協議体は、第2層で話し合われたことや町全体で考えていくべきことを整理し、第2層が自主的に活動しやすいような仕組みや制度を考えたり、町に提案したりする役割を持つ。	39
第2層協議体	身近な地域（日常生活圏域）での助け合いの仕組みを作るため、課題や資源の情報を集めたり、解決策を検討したりする場のこと。	40
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。	1
地域ケア会議	包括的支援事業の効果的な実施のために市町村が置く、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員・児童委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議。	38
地域包括支援センター	地域の高齢者のこころと身体の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助を包括的に行う中核機関として、市町村が設置する。主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の3職種を配置し、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等の事業を担う。	25
地域密着型サービス	高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、日常生活圏域内にサービス提供の拠点を置き、その地域での生活支えるためのもの。	54
デマンド型交通	利用者の事前予約に応じて、乗降場所や出発時刻などを適宜決定して運行する公共交通サービス。運行方式、運行ダイヤ、発着地の組み合わせにより、様々な運行形態がある。	45
特定健康診査	平成20年4月から、医療保険者（国保・被用者保険）が、40～74歳の加入者（被保険者・被扶養者）を対象として、毎年度、計画的に（特定健康診査等実施計画に定めた内容に基づき）実施する、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査。	30
特定保健指導	平成20年4月から、医療保険者（国保・被用者保険）が、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度、計画的に（特定健康診査等実施計画に定めた内容に基づき）実施する、動機付け支援・積極的支援。	30

用語	説明	ページ
な行		
日常生活圏域	市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件・介護サービス等を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める、介護・福祉サービス基盤整備の単位となる圏域。	24
日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がい等があるために判断能力が不十分な人に対して、自立した地域生活が送れるよう生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などを行う事業である。社会福祉協議会が主体となって実施する。	43
認知症	脳細胞が様々な原因で障がいを受け、その結果記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、日常生活に支障をきたす状態が6か月以上持続している状態を指す。	5
認知症カフェ	認知症の人とその家族が自由に通い、専門職の相談や支援を受けることができる、地域に開かれた集いの場。	43
認知症サポート医	かかりつけ医に対して認知症診断等に関する相談・アドバイスを行うほか、医療機関や地域包括支援センターとの連携の推進役となる医師。	42
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が、認知症が疑われる人・認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。	42
認知症地域支援推進員	認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームと連携して認知症施策や事業の企画調整等を行う者。	43
は行		
避難確保計画	水害や土砂災害が発生する恐れがある場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために防災体制や避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練の実施などを定めた計画。 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務とされている。	50
避難行動要支援者	自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。	50
保健師	各種の健康診査や妊産婦、乳幼児、成人・高齢者の健康管理など、地域に密着した保健指導を担当する専門家。地域包括支援センターにおいては主に介護予防ケアマネジメントを担当する。	31

用語	説明	ページ
ま行		
民生委員・児童委員	地域に存在しながら福祉全般の相談に応じるボランティア。関係機関と連携し、援助を必要とする人が適切な福祉サービスを受けられるための橋渡し役となる。推薦により、3年任期で厚生労働大臣からの委嘱を受けている。	32
や行		
ユニバーサルデザイン	能力あるいは障がいのレベルに関わらず、お年寄りや障がい者、子どもなど、すべての人が使用できるように製品、建物、空間をデザインすること。	52
要介護認定者	次のいずれかに該当する人。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護状態（身体上又は精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6か月継続して、常時介護を要すると見込まれる状態）にある65歳以上の人</li> <li>・要介護状態にある40歳以上65歳未満の人であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障がい特定疾病によって生じたものである人</li> </ul>	1
要支援認定者	次のいずれかに該当する人。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援状態（要介護状態とは認められないが、要介護状態となる可能性があり、身支度や家事など日常生活に支援が必要な状態）にある65歳以上の人</li> <li>・要支援状態にある40歳以上65歳未満の人であって、その要支援状態の原因である身体上又は精神上の障がい特定疾病によって生じたものである人</li> </ul>	1
ら行		
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階。	33
理学療法士	身体に障がいのある人に対して、運動療法や物理療法（熱や電気、水などを用いた療法）などにより機能回復訓練を行う。医療機関や福祉施設、介護保険関連施設などで働いている。	65

長 泉 町  
第9次 高齢者保健福祉計画  
第8期 介護保険事業計画  
(令和3年度～令和5年度)

発 行 令和3年3月  
発 行 者 長泉町  
企画・編集 長泉町 長寿介護課  
〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩 828 番地  
電話 055-989-5511・5537  
ホームページ <https://www.town.nagaizumi.lg.jp/>  
e-mail [kaigo@town.nagaizumi.lg.jp](mailto:kaigo@town.nagaizumi.lg.jp)  
[tiikihoukatu@town.nagaizumi.lg.jp](mailto:tiikihoukatu@town.nagaizumi.lg.jp)